

2016年版
全労済ガイド

2015年度決算のご報告など



保障のことなら

全労済

全国労働者共済生活協同組合連合会

全労済の理念

全労済は50周年(2007年)を機に、原点に立ち返り、これまでの50年で培われた全労済の精神と、これからの50年を大事にする精神を再認識する「全労済の理念」を制定しました。理念を将来にわたる全労済の最上位概念として、変わらぬ価値観、事業運営における基本的な価値・態度・信条として位置づけます。私たちはこの理念を基本にして活動を展開していきます。

理念

組合員の皆さんと共有すべき全労済の変わらぬ価値観です。

みんなでたすけあい、 豊かで安心できる社会づくり

「みんなで」

全労済に集う組合員、さらにはすべての勤労者・生活者を意味します。また、生協の理念である「万人が一人のために」という万人の意味を付しています。さらに、組合員の自主的参加を高めていくという意味を込めています。

「たすけあい」

労働者のたすけあいからスタートした全労済創立当初からの礎であることを意味します。また、これからの50年も共済であること、そして共助の精神を持ち続けることが全労済の不変の存在意義であることを意味しています。

「豊かで」

経済的な豊かさとともに精神的な豊かさの向上を意味します。また、全労済の出発点である「労働者のためのより安い保障」から、より経済的な保障を得ることで精神的な安心を得るという共済の本来の役割も意味しています。

「安心」

たすけあいの成果であることを意味します。さらに、社会不安の解消こそが現在から未来に向かって欠くことのできない変わらぬ価値観であることを意味しています。

「社会づくり」

全労済が労働者福祉運動として始まった歴史的経過を踏まえ、個々の組合員の生活向上に止まらず、社会全体に貢献していく姿勢を意味します。また、共済というたすけあいの輪の広がりが運動となり、より良い社会の実現に向けて行動していくという、協同組合運動の趣旨も意味しています。

信条

理念実現に向けた
全労済役職員の行動規範です。

私たちは、理念を変わらぬ価値観として、
これからの事業活動を実施していきます。
労働者の共済からより広い意味での勤労者、
生活者の共済へ
たすけあいの精神を変わらぬ存在意義として
万一の保障から安心の保障へ
私たちは、これまでの50年に感謝し、
大事にしながら、チャレンジします。
組合員のために、正直に、努力し続けます。

組合員の 全労済

私たちは、組合員のくらしを何よりも
大切に、組合員の参加を
ひろげ、組合員とともに、
歩み続けます。

正直 な全労済

私たちは、正直さを大切に、
組合員や地域社会からの信頼に
応え、社会の発展のために、
行動し続けます。

努力 の全労済

私たちは、たすけあいの心を
大切に、全労済にかかわる
すべての人の満足に向け、
努力し続けます。

全労済は、協同組合のひとつです

全労済は、たすけあいの組織として、
共済事業を行う協同組合です。

「一人は万人のために、万人は一人のために」と
いう言葉に象徴されるように、人と人との協同を
原点に、組合員の生活を守り、豊かにすることを
目的として活動する組織が協同組合です。

全労済は、組合員の皆さまの豊かで安心な暮らし
のために、生涯にわたる総合的な生活保障の
お手伝いをするため、各種共済をご用意してい
ます。

全労済は、営利を目的とせず、
すべての勤労者や生活者がたすけあい、
豊かなくらしが実現できるよう、様々な事業活動
を続けています。

全労済マーク



全労済マークは火災の“炎”をイメージしたもの
で、不慮の事故に対する労働者共済の使命を表
しています。また、円は「支援」と「団結」を意味する
と同時に、内側から外側に向かって伸びているこ
とから「発展」する姿が込められています。

全労済ガイド 2016年版

CONTENTS

全労済は、協同組合のひとつです	1
2015年度の主な取り組み	
・事業に関する主な経過と特徴	2
・大規模自然災害への対応	3
組合員・お客さまの声の反映	4

I 全労済の組織と概要

1. 全労済は協同組合のひとつ	5
2. 全労済は共済事業を行う協同組合	5
3. 全労済のあゆみ	6
4. 全労済の組織	8
5. 機関および運営	10
6. 全労済グループおよび子会社の概要	10

II 事業と経営の概況

1. 事業概況(2015年度の業績ハイライト)	11
2. 資産・負債等の状況	13
3. 収支の状況	14
4. 資産運用の状況	14
5. 剰余金処分	16
6. 健全性を表す指標	16
7. 総合的なリスク管理	17
8. 情報開示	20

III 事業活動

1. 共済商品一覧	21
2. 組合員向けサービス	37
3. 生活保障設計運動の展開	38
4. 保障の考え方	38
5. 共済の推進	39
6. 共済金支払いまでの流れ	40
7. 社会貢献活動	42
8. 各種お問い合わせ・連絡窓口	43

IV 全国ネットワーク

■ 共済用語の解説	47
-----------	----

2015年度の主な取り組み

事業に関する主な経過と特徴

■「平成28年熊本地震」への対応

2016年4月14日および16日に発生した「平成28年熊本地震」の対応として、発生後、直ちに災害対策本部を立ち上げ、全国から役職員を現地に派遣し、被災された組合員の皆さまの一日も早い生活再建のため、迅速な共済金支払いを最優先課題として総力をあげて取り組んできました。

■マイカー共済の制度改定(2016年2月1日実施)

マイカー共済の制度改定対応では、制度改定の事前案内、分かりやすい満期更新案内、コンタクトセンター体制の強化等による丁寧な契約者対応に努めました。

●主な改定内容

1. 共済掛金の改定
2. 新たな等級制度の導入
3. 運転者年齢条件区分の見直しと主たる被共済者年齢区分の導入
4. 契約者のニーズを反映した特約・割引の充実および新たな特約の新設
 - (1) 運転者本人・配偶者限定特約の新設
 - (2) 自転車賠償責任補償特約の最高限度額の引き上げ
 - (3) 車両損害の無過失事故に関する特約の新設 など



■「Zetwork-60」(2014年度～2017年度 中期経営政策)における2015年度の取り組み

2014年度の取り組み結果を踏まえ、3つの改革「事業構造改革」「組織改革」「意識改革」として、主に次の取り組みをすすめました。

●事業構造改革の取り組み

- ・2014年度に制度改定をした「全労済の住まいる共済」の推進を強化し、類焼損害保障特約、個人賠償責任共済などの特約の付帯数が大幅に増加しました。
- ・全国統一テーマによる推進を展開するなど、協力団体と一体となった事業推進活動を実施しました。
- ・さらなる組合員の利便性向上に向けて、「次世代システム化開発実施計画」を策定しました。
- ・常に健全で安定した事業運営・事業基盤の確立に向けて、「財務基本計画」にもとづく責任準備金等の積み立てを行いました。

●組織改革の取り組み

- ・第122回通常総会(2015年8月27日開催)で確認された「『Zetwork-60』組織改革プラン」にもとづき、組織改革実行に向けた詳細計画として、「『Zetwork-60』組織改革実行プログラム」を策定しました。

●意識改革の取り組み

- ・「Zetwork-60」の最重点目標達成に向けて、PDCAサイクルを実行するマネジメントシステム(「Zetwork-60 推進・進捗管理システム」)の運用を開始しました。
- ・組合員・協力団体の期待に応える人材育成に向けて、「Zetwork-60 人事政策・戦略マップ」を策定しました。

「Zetwork-60(略称:Z-60)」

～全労済「2014年度～2017年度中期経営政策」～

- 全労済「2014年度～2017年度中期経営政策」の呼称です。
- 全労済の頭文字“Z”と、つながり・結びつきを表す“Network”を組み合わせました。私たちは、〈60周年の全労済の姿〉確立に向けて、「Zetwork-60(略称:Z-60)」を3つの改革「事業構造改革」「組織改革」「意識改革」として取り組みます。



大規模自然災害への対応

2015年度は「平成28年熊本地震」をはじめ、「台風15号」などの大規模な自然災害に見舞われました。全労済は、全国から職員を被災地に派遣し、現場調査体制を強化するとともに、被災受付の受電体制、集中支払拠点の設置による損害認定体制の拡充など、組合員の皆さまへ迅速に共済金をお支払いするための対応を行いました。



■「平成28年熊本地震」

●共済金・見舞金の支払い状況

(2016年8月23日現在)

	件 数	金 額
火災共済(地震等災害見舞金)	17,181件	3億 2,586万円
自然災害共済	15,159件	116億 1,243万円
慶弔共済	3,103件	1億 5,153万円
共済金・見舞金合計	35,443件	120億 8,982万円

※慶弔共済には地震等災害見舞金を含む

●災害救助法適用地域の特別措置

被災組合員からのお申し出により、共済掛金の払い込みや更新手続きの猶予期間を6ヵ月延長する対応や、長期共済をご利用いただいている方への特別貸付などを実施してきました。

●義援金等の寄贈

一日も早い被災地の復興を願い、熊本県へ義援金として3,000万円を寄贈しました。また、全労済グループの役職員をはじめ、全国の窓口・共済ショップにおいて緊急募金活動を展開するなど、共済生活協同組合としてのたすけあいの取り組みをすすめてきました。



■東日本大震災

被災組合員の生活再建に向けた取り組みを引き続き行い、お支払いの累計金額は1,273億円となりました。

また、震災後5年を迎え、全労済のこれまでの取り組みをまとめた冊子「東日本大震災『寄りそい、たすけあう』5年間のあゆみ」を発行しました。



■2015年台風災害

2015年は、4つの台風が日本に上陸しました。特に、2015年8月25日に九州に上陸した「台風15号」は、九州地方を中心に、広い範囲で大きな被害をもたらし、お支払い金額は45億円となりました。

また、9月9日に上陸した「台風18号」は、関東地方などに暖かい風をもたらしたことにより大雨となりました。9月10日には、茨城県常総市で鬼怒川の堤防が決壊するなど、大規模な洪水被害となり、お支払い金額は16億円となりました。

■冬期の自然災害

冬期の自然災害によるお支払い金額は17億円となりました。2015～2016年の冬期は、期間を通しては温暖な気候となりましたが、関東地方や九州地方では、急激な寒波の到来により一時に局地的に降った大雪による被害や、凍結による水道管の破裂などの被害に見舞われました。

組合員・お客さまの声の反映

1 お寄せいただいた組合員・お客さまの声

全労済では、お寄せいただいた感謝・評価、意見・要望、苦情を「組合員・お客さまの声」として集積し、皆さまの声にもとづき、業務改善や品質向上に努めています。2015年度は42,147件の声をお寄せいただきました。

■組合員・お客さまの声の状況

(件)

年 度	感謝・評価	意見・要望	苦 情	合 計
2015年度	16,312	24,248	1,587	42,147
2014年度	14,546	21,439	1,892	37,877
2013年度	4,851	12,058	1,442	18,351

「感謝・評価」…組合員・お客さまからの感謝・評価、お褒めの言葉。

「意見・要望」…組合員・お客さまからの期待、意見・要望。

「苦情」…組合員・お客さまから不満の表明があったもので、対応や回答を必要とするもの。

■組合員・お客さまの声の詳細

(件)

申立内容による分類	感謝・評価		意見・要望		苦 情		合 計
	件 数	占有率	件 数	占有率	件 数	占有率	
お申し込み手続きに関するもの	19	0.1%	2,258	9.3%	96	6.0%	2,373
ご契約の保全、掛金収納に関するもの	262	1.6%	11,217	46.3%	388	24.4%	11,867
共済金のお支払いに関するもの	685	4.2%	470	1.9%	492	31.0%	1,647
共済商品に関するもの	664	4.1%	4,781	19.7%	121	7.6%	5,566
応対に関するもの	12,267	75.2%	3,109	12.8%	428	27.0%	15,804
その他	2,415	14.8%	2,413	10.0%	62	3.9%	4,890
合 計	16,312	100.0%	24,248	100.0%	1,587	100.0%	42,147

2 組合員・お客さまの声にもとづく業務改善の取り組み

お寄せいただいた「組合員・お客さまの声」(以下「声」)は、データベースに登録して共有を図るとともに、集約・分析を行います。「声」と職員の気づき(提案)にもとづき、「全労済CS向上委員会」において、業務改善課題の設定、進捗管理、改善の促進を行っています。「全労済CS向上委員会」は、専務理事が委員長を務め、役員・各部門の責任者で構成しています。

苦情対応マネジメントシステム「ISO10002」の取り組み

全労済は、第106回通常総会(2010年8月26日開催)において、苦情対応の国際規格「ISO10002(JISQ10002:2005)」(品質マネジメント—顧客満足—組織における苦情対応のための指針)に適合した苦情対応システムを構築したことを宣言し、さまざまな取り組みをすすめてきました。

全労済では、これからも「ISO10002」自己適合宣言のもと、「組合員・お客さまの声」を大切に、業務改善や業務品質の向上に生かす活動をすすめてまいります。

全労済苦情対応方針

基 本 理 念

信頼され、選ばれる「組合員の全労済」をめざし、組合員・お客さまからの苦情を最優先課題として捉え、誠実かつ迅速な対応を心がけるとともに、常に共済商品・事業運営の改善および業務品質の向上に努めます。

基 本 方 針

- 1 組合員・お客さまからの苦情への対応は、当会のすべての部門において最優先課題であると認識します。
- 2 組合員・お客さまからの苦情は、誠意をもって積極的に受け止め、公平・迅速・適切かつ誠実に対応します。
- 3 組合員・お客さまからの苦情には、組織をあげて最後まで責任のある対応を行います。
- 4 組合員・お客さまからの苦情は、組織全体で共有し、徹底的な原因究明による同種苦情の未然防止・再発防止、業務改善、および業務品質の向上につなげる貴重な情報とします。
- 5 組合員・お客さまの情報は厳重に保護します。
- 6 不当な要求に関しては、毅然とした対応を行います。

I 全労済の組織と概要

1 全労済は協同組合のひとつ

全労済は正式名称を「全国労働者共済生活協同組合連合会」といい、消費生活協同組合法（生協法）にもとづき、厚生労働省の認可を受けて設立された、共済事業を行う協同組合です。

協同組合は、生活をより良くしたいと願う人びとが自主的に集まって事業を行い、その事業の利用を中心にしながら、みんなで活動をすすめていく、営利を目的としない組織です。協同組合に参加したい人は誰でも出資金を出して組合員になることができ、事業の利用や運営も、この組合員によ

って行われます。

「一人は万人のために、万人は一人のために」という言葉に象徴されるように、人と人との協同を原点に、組合員の生活を守り、豊かにすることを目的として活動する組織が協同組合です。

日本では、農業協同組合、漁業協同組合、中小企業等協同組合、生活協同組合など、それぞれ根拠法や所管省庁も異なりますが、さまざまな産業分野で多くの協同組合が活動しています。

2 全労済は共済事業を行う協同組合

全労済は、組合員の生活を守り、豊かな社会にしていくなために共済事業を行っています。

共済事業とは、私たちの生活を脅かすさまざまな危険（生命の危険や住宅災害、交通事故など）に対し、組合員相互に助け合うという活動を、保険のしくみを使って確立した保

障事業です。

さらに、今日、共済事業の概念は経済的保障だけではなく、組合員がより豊かな生活を送るための、総合的な生活保障へと拡大しています。

●消費生活協同組合法（生協法）抜粋

第1章 総則

【目 的】

第1条 この法律は、国民の自発的な生活協同組織の発達を図り、もって国民生活の安定と生活文化の向上を期することを目的とする。

第2章 事業

【最大奉仕の原則】

第9条 組合は、その行う事業によって、その組合員及び会員に最大の奉仕をすることを目的とし、営利を目的としてその事業を行ってはならない。

●各分野の協同組合一覧

分 野	法 律（所 管 省 庁）	協 同 組 合
農 業	農業協同組合法にもとづく事業（農林水産省）	農業協同組合など
漁 業	水産業協同組合法にもとづく事業（農林水産省）	漁業協同組合など
林 業	森林組合法にもとづく事業（農林水産省）	森林組合
消 費	消費生活協同組合法にもとづく事業（厚生労働省）	購買生協、共済生協、大学生協など
商 工	中小企業等協同組合法にもとづく事業（金融庁、経済産業省、国土交通省など）	火災共済協同組合、事業協同組合など

3 全労済のあゆみ

誕生期

労済連時代（統合前）

統合後

年	出来事	組織	世の中の出来事
1954	●大阪福対協、全大阪労働者共済生協を設立し、火災共済事業を開始	大阪で設立	戦後初の地下鉄開通 (丸ノ内線、池袋・御茶ノ水間)
1955	●新潟福対協で火災共済開始、同日給付第1号発生	新潟で設立	東京晴海埠頭開業
1956	●全国労働者共済協議会設立総会	富山・長野・北海道・群馬・福島で設立	メルボルンオリンピック開催
1957	●火災共済再共済事業開始	福井・秋田・神奈川・東京・栃木・鳥取・山形・愛媛・山口・静岡・茨城・京都で設立、労済連設立、滋賀で設立	5,000円札、100円硬貨発行
1958	●第1回総会 ●生命共済実施	千葉・宮城・徳島・愛知・高知・香川・岐阜で設立	東京タワー完工 10,000円札発行
1959	●第2回通常総会にて「火災・生命それぞれについて1万人運動」を提唱	広島・岡山・島根・熊本・和歌山で設立	メートル法実施
1960	●組織共済（総合共済）の検討開始	奈良・兵庫・大分・石川・鹿児島で設立	ローマオリンピック開催
1961	●「社会保障推進協議会」に加入	三重・岩手・長崎・青森で設立	
1962	●国際協同組合同盟（ICA）保険委員会への加盟決定 ●総合共済実施	山梨・宮崎で設立	東京都が「世界初の1,000万人都市」に
1963	●第6回通常総会「全国労済組織統一のための決議」 ●機関誌「労働者の共済」創刊	佐賀・福岡で設立	首都高速1号線完成
1964	●第7回通常総会で労済統一マーク決定 ●新潟地震では加入者全員に総額1億800万円の見舞金	埼玉で設立	東京オリンピック開催
1965	●団体生命共済実施 ●総合共済100～200円型実施		名神高速道路全通
1966	●火災共済限度額認可で新基準を設定		日本の人口1億人突破
1967	●創立10周年記念式典 ●交通災害共済実施	労済会館竣工、地域統合開始	首都高速都心環状線開通
1968	●定期付養老生命共済（希望共済）実施 ●コンピュータ導入		メキシコオリンピック開催 郵便番号制度実施
1969	●元受火災共済実施	中央労済連（1都7県）設立	アポロ11号月面着陸 東名高速道路全通
1970	●火災共済掛金の所得控除指定を申請 ●交通災害共済を大幅改定		日本万国博覧会開幕
1971	●労済元受火災共済の限度500万円に ●消団連に加盟	沖縄で設立 近畿労済連（2府2県）設立	
1972	●元受火災共済限度700万円に、団体生命共済限度300万円認可 ●ベトナム募金運動に取り組む		ミュンヘンオリンピック開催 札幌冬季オリンピック開催
1973	●第20回総会「全国組織統合についての基本構想案」を打ち出す	全労済統合準備委員会発足	
1974	●元受火災共済限度1,000万円	単産共済連合会設立	
1975	●火災共済、生命共済掛金の所得控除が政令化される		
1976	●第26回臨時総会 ●全労済設立総会 ●全労済設立発起人会発足、「組織統合に関する協定書」調印	全国事業統合・全労済設立	モントリオールオリンピック開催
1977	●団体生命共済、希望共済、傷害特約各々限度1,000万円 ●火災共済限度2,000万円		
1978	●長期計画策定委員会設置 ●宮城県沖地震や新潟大水害などに1億2,000万円の見舞金		植村直己氏、 犬ぞりで北極点に到達
1979	●第1回自動車共済開発準備委員会を開催 ●富山県福光町大火事の加入者に1億2,000万円の共済金		
1980	●全国ラジオ番組の提供開始	自動車共済連設立 長崎労生協、全労済に事業統合	モスクワオリンピック開催
1981	●火災共済の限度を3,000万円に		神戸ポートアイランド博覧会開幕
1982	●全労済25周年記念式典	福井労済、全労済に事業統合 全国勤労者福祉振興協会設立	500円硬貨発行
1983	●こくみん共済の実施 ●全国テレビ、新聞宣伝開始 ●火災共済掛金引き下げ認可		中国自動車道全通
1984	●ねんきん共済の実施 ●自動車共済制度改定		ロサンゼルスオリンピック開催 日本の人口1億2,000万人突破

年	出 来 事	組 織	世の中の出来事
1985	●こくみん共済「個人定期生命共済」として認可	福島労済、全労済に事業統合	関越自動車道全通
1986	●火災共済鉄筋契約の掛金引き下げ ●医療共済・新希望共済の実施		東北自動車道、浦和・青森間全通
1987	●自動車共済の制度改定をし元受事業に ●全労済30周年記念式典	全労済再共済連設立	世界の人口50億人突破
1988	●せいめい共済・総合医療共済の実施 ●団体生命共済の制度改定 ●全労済会館竣工		ソウルオリンピック開催 瀬戸大橋、青函トンネル開通
1989	●火災共済木造契約の掛金引き下げ ●全労済ホール／スペース・ゼロにて「火の鳥」公演	全労済協会設立	昭和から平成へ 横浜ベイブリッジ開通
1990	●終身共済マインド実施 ●自動車共済制度改定		
1991	●こくみん共済制度改定 ●長崎・雲仙普賢岳噴火災害で加入者へ火災時給付金額の60%見舞金を決定		
1992	●終身共済マインド2,000万円に増額 ●郵送加入ベストプランを充実 ●国際協同組合同盟(ICA)に加盟		バルセロナオリンピック開催
1993	●せいめい共済・総合医療共済の掛金改定 ●自動車共済制度改定 ●火災共済限度額引き上げ		
1994	●ねんきん共済の改定と新たに女性向けプラン「花時計」実施		関西国際空港開港
1995	●火災共済・終身共済マインドの改定 ●阪神・淡路大震災で186億円余の見舞金		
1996	●車両共済実施 ●長期共済の掛金改定 ●自然災害に対する国民的保障制度を求める「国民会議」発足		アトランタオリンピック開催
1997	●自賠責共済実施 ●全労済40周年記念式典 ●「国民会議」が2,500万人署名を集約		
1998	●総合医療共済入院共済金(日額)引き上げ ●自動車共済制度改定 ●介護サービス事業開始	鳥取共済、全労済に事業統合	長野冬季オリンピック開催 被災者生活再建支援法成立
1999	●こくみん共済制度の全面改定 ●終身共済子供プランの実施 ●マイカー共済・車両共済の制度改定	中央労済連・近畿労済連、全労済に合併(12月)	
2000	●せいめい共済・総合医療共済の制度・掛金改定 ●自然災害共済の実施 ●公的介護保障実施	群馬県労生協・愛知労済、 全労済に事業統合(6月)	シドニーオリンピック開催 2,000円札発行
2001	●介護保障付総合医療共済の実施		
2002	●全労済45周年記念式典 ●自動車共済制度改定 ●こくみん共済が契約件数500万件を突破		ソルトレイクシティ冬季オリンピック開催 日韓共済サッカーワールドカップ開催
2003	●こくみん共済20周年 ●火災共済借家人賠償責任特約実施	大分県総合生協、全労済に事業統合(6月)	
2004	●労働者共済の発祥から50年 ●マイカー共済の制度・掛金改定 ●新長期共済の開発・実施	森林労連共済、全労済に事業統合(6月) 5単産・再共済連との自動車共済事業統合(10月)	アテネオリンピック開催
2005	●自然災害共済の地震・風水害等の共済金の支払基準を一部改定 ●こくみん共済制度の大幅改定		日本国際博覧会開幕
2006	●「全労済お客様相談係」を新設 ●マイカー共済の一部を制度改定 ●「全労済ライフサポートサービス」を開始 ●新長期生命共済(第2期プラン)の開発・実施 ●定期生命および定期医療保障制度の改定	全たばこ生協、全労済に事業統合(6月)	トリノ冬季オリンピック開催 ドイツサッカーワールドカップ開催
2007	●全労済50周年記念式典 ●「全労済ぐりんぼう」を開設 ●こくみん共済(キッズワイドタイプ)を新設 ●団体生命共済の一部を制度改定 ●国際協同組合保険シンポジウムを開催	「あたらしい全労済の理念」を制定	生協法(消費生活協同組合法)の改正
2008	●社会貢献付エコ住宅専用火災共済の実施 ●マイカー共済の抜本改定 ●団体生命共済の限度額引き上げ		新生協法の施行 北京オリンピック開催
2009	●こくみん共済の改定 ●「ろうきん」と全労済がめざす新たな生活者福祉」の公表 ●全国の労働金庫にて共済代理業務開始 ●労働者傷病見舞金制度を開始 ●「いきいき応援」の取り扱い開始 ●「中期経営政策」を策定		新型インフルエンザ流行
2010	●自然災害共済「大型タイプ」を新設 ●苦情対応マネジメントシステム「ISO10002」の自己適合宣言 ●新団体年金共済の取り扱い開始		保険法の施行 バンクーバー冬季オリンピック開催 南アフリカサッカーワールドカップ開催
2011	●こくみん共済の改定 ●東日本大震災で1,273億円余の共済金(2016年8月末現在)	自治労共済、全水道共済、全労済に事業統合(6月)	東日本大震災(3.11) 女子サッカーワールドカップ優勝(ドイツ大会)
2012	●こくみん共済の改定 ●マイカー共済の制度改定		ロンドンオリンピック開催
2013	●こくみん共済30周年 ●団体生命共済の一部を制度改定		
2014	●団体生命共済の一部を制度改定 ●「Zetwork-60(略称:Z-60)」へ全労済「2014年度～2017年度中期経営政策」へを策定 ●火災共済60周年		ソチ冬季オリンピック開催 ブラジルサッカーワールドカップ開催
2015	●「全労済の住まいる共済」(新火災共済・新自然災害共済)の誕生 ●ねんきん共済の改定		
2016	●マイカー共済の改定 ●「平成28年熊本地震」で120億円余の共済金(2016年8月23日現在)		リオオリンピック開催

4 全労済の組織

全労済は、「連合会」と「単一事業体」という二つの性格を持つ組織です。

1. 連合会としての全労済

下表の58会員によって構成される連合会です。

都道府県の区域ごとに設立された地域の勤労者を主体とする共済生協=47会員

北海道労済	青森労済	岩手労済	宮城労済	秋田労済	山形労済
福島労済生協	茨城労済	栃木労済	群馬県労済生協	埼玉労済	千葉労済
東京労済	神奈川労済	新潟県総合生協	長野労済	山梨労済生協	静岡労済
富山労済	石川共済	福井労済	愛知労済	岐阜労済	三重労済
滋賀労済	奈良労済	京都労済	大阪労済	和歌山労済	兵庫労済
島根労済	鳥取共済	岡山労済生協	広島労済	山口県共済生協	徳島県共済生協
香川労済	愛媛共済	高知労済	福岡労済	佐賀労済	長崎労生協
熊本労済	大分県総合生協	宮崎共済	鹿児島県労済生協	沖縄県共済	

都道府県の区域を越えて設立された 職域による労働者を主体とする共済生協=8会員

全国交運共済生協	J P 共済生協	電通共済生協	教職員共済
森林労連共済	全たばこ生協	自治労共済	全水道共済

生協連合会=3会員

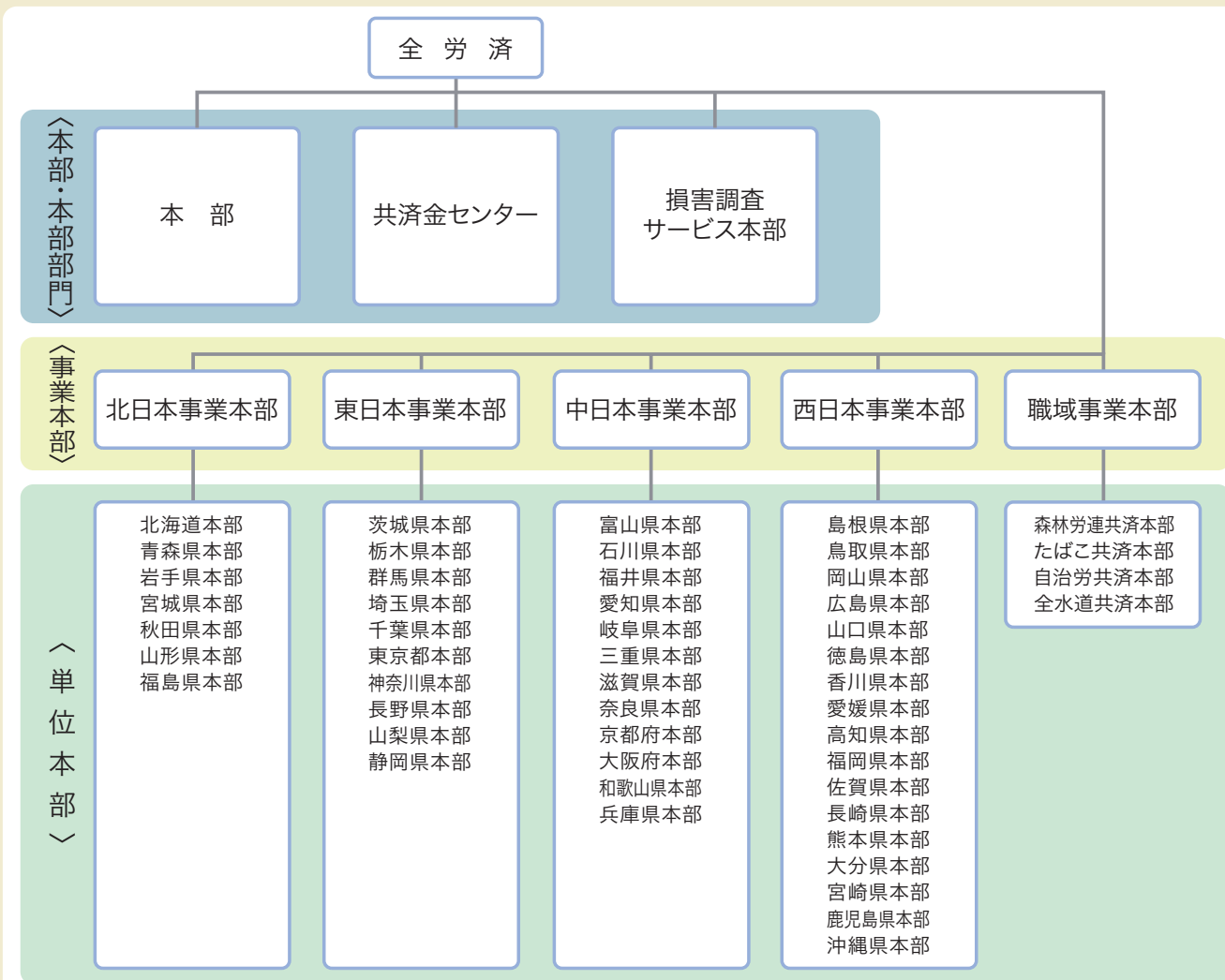
日本再共済連	日本生協連
コープ共済連	

2. 単一事業体としての全労済

前頁「都道府県の区域ごとに設立された」地域共済生協47会員のうち46会員、「都道府県の区域を越えて設立された」職域共済生協8会員のうち4会員は、運動方針、損益

会計、共済事業、機関・事務局運営を一本化し、単一事業体として運営を行っています。その組織機構を図に示すと、以下のとおりとなります。

■単一事業体としての全労済



※各単位本部に、自賠責共済事業を実施するために自賠責共済事務所を設置しています。

[本部]

経営企画部	経営計画・経営基本政策の策定、政治・行政への総合対応、広報活動、国際活動、関連団体との連携、ERM(統一的リスク管理)の整備と推進、防災委員会事務局
経営リスク統括室	経営諸リスクの管理・コントロール
経理部	会計・予算制度の立案・管理、経営収支管理
資金証券部	資産運用諸計画の策定、運用執行、資産管理
人事部	人事政策、人事諸制度の企画・推進
総務部	機関運営・事務局運営の概括管理、施設・設備管理、秘書業務、社会的・公共的活動の調査研究・立案・推進
推進統括部	事業推進計画の策定、CS向上活動・業務改善活動の推進、お客様相談業務、推進職員の教育
普及推進部	地域における推進課題に関する普及・促進、コンタクトセンター運営に関する企画・指導、ホームページ運用・管理、広告宣伝活動
職域推進部	全国的な職域推進方針、活動計画の立案、職域・協力団体に関する推進整備、単産共済との連携、産別・広域推進に関する調整
産別・広域推進一部	東京を拠点に産別中央組織および広域団体への事業推進
産別・広域推進二部	大阪を拠点に産別中央組織および広域団体への事業推進
産別・広域推進三部	愛知を拠点に産別中央組織および広域団体への事業推進
生協・法人部	会員生協・各共済代理店・法人における事業推進課題に関する企画・指導
共済開発部	共済制度の研究・開発および運用
システム企画部	システム開発方針・計画策定、次世代システム開発
事務企画部	事務処理に関する企画・指導
コンプライアンス室	内部監査の実施、改善指導、法務、コンプライアンスの推進
共済金支払監理室	適切な共済金支払いに向けた監督・管理
Zetwork-60推進室	経営政策実行課題の推進、業務品質向上の推進、自動車共済事業の現状把握・分析と検証
New-Zetwork創造室	次期中期経営政策の基本構想、ブランド戦略、60周年事業の立案
監事事務局	監査の実施に関する実務

[業務センター部門]

共済金センター	共済金支払い認定、共済金の支払い手続き、事故受付
損害調査サービス本部	損害調査業務、共済金の支払い、事故受付、損害調査担当職員の管理

共済計理人	共済掛金等の算出方法など共済の数理に関する事項への関与
-------	-----------------------------

5 機関および運営

■総会

総会は全労済の最高意思決定機関です。会員単位に代議員を選出し、運営します。

通常総会は毎事業年度(6月～翌年5月末日)終了の日から3ヵ月以内(例年8月末)に開催します。また、臨時総会は必要な時に随時開催します。

■理事会

2ヵ月に1回または随時開催し、全労済の運営および業務の執行に関する重要事項を審議決定します。

〈本部常勤役員〉

代表理事 理事長 中世古 廣司
代表理事 専務理事 原 日出夫
代表理事 専務理事 崎田 弘
常務理事 羽田 秀司
常務理事 生澤 千裕
常勤監事 監事長 井手 雅弘
常勤監事 副監事長 豊島 敦海
本部常務執行役員 阿野 豊
本部常務執行役員 阿部田 克美
本部常務執行役員 稲村 浩史
本部執行役員 山中 一能
本部執行役員 常森 義弘



代表理事 理事長
中世古 廣司
(なかせこ ひろし)



代表理事 専務理事
原 日出夫
(はら ひでお)

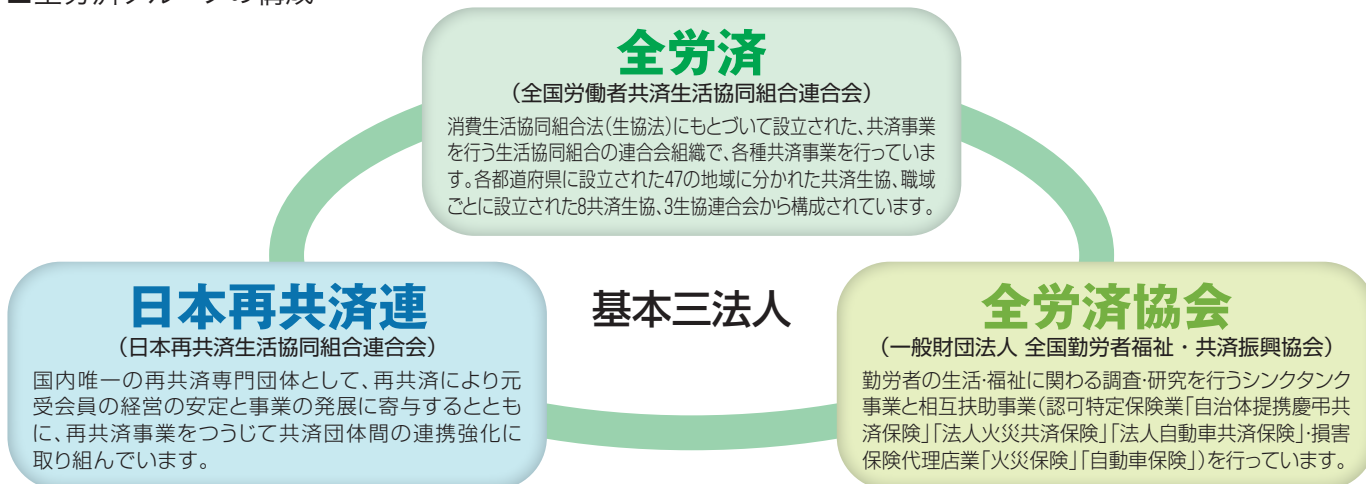


代表理事 専務理事
崎田 弘
(さきた ひろし)

6 全労済グループおよび子会社の概要

全労済グループは基本三法人(全労済、日本再共済連、全労済協会)で構成されています。そのほかに、全労済の子会社が下表の事業を行っています。

■全労済グループの構成



	名 称	主たる事務所の所在地	事業の内容
基本三法人	全労済(全国労働者共済生活協同組合連合会)	東京都渋谷区代々木2-12-10	各種共済の元受事業、受託事業、および老人保健・福祉に関する事業など
	日本再共済連(日本再共済生活協同組合連合会)	東京都渋谷区代々木2-12-10	再共済事業
	全労済協会((財)全国勤労者福祉・共済振興協会)	東京都渋谷区代々木2-11-17 ラウンドクロス新宿5F	勤労者福祉の増進のためのシンクタンク事業、および勤労者団体などの相互扶助のための事業

■子会社

	名 称	主たる事務所の所在地	事業の内容
	(株)全労済システムズ	東京都八王子市別所2-39-1 全労済情報センター4F	情報処理システムの開発、情報処理システムの管理・運営
	(株)全労済リブス	東京都府中市府中町1-9 京王府中1丁目ビル5F	共済事業の保全業務
	全労済アシスト(株)	大阪府吹田市広芝町10-28 オーク江坂ビル3F	共済事業の保全業務・建物管理事業
	(株)全労済ウィック	東京都渋谷区代々木1-27-5 代々木市川ビル2F	損害保険代理業(団体保障制度)、各種リース業、介護サービス事業
	(株)スペース・ゼロ(全労済ホール)	東京都渋谷区代々木2-12-10 全労済会館内	全労済会館の保守管理、全労済ホールの各施設の賃貸、保守、管理運営業務など
	(株)ゼスト	大阪府大阪市鶴見区横堤5-1-18	居宅介護支援事業、訪問介護サービス、訪問入浴サービス

1 事業概況(2015年度の業績ハイライト)

※本資料の数値は四捨五入して表記しています。

「Zetwork-60」の最重点目標である「事業の回復」と「常に健全な事業基盤の確立」を実現させるため、2015年度はマイカー共済の制度改定(2016年2月)や2016年4月に発生した「平成28年熊本地震」への災害対応などに取り組んだ結果、次のとおりとなりました。

1. 主要な業務の状況を示す指標

	単位	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度
経常収益	百万円	718,588	675,305	690,379	701,304	692,712
経常剰余金	百万円	36,915	32,295	87,854	91,075	81,865
基礎利益(注1)	億円	1,177	1,206	1,373	1,404	1,436
当期剰余金	百万円	△14,015	9,406	25,921	31,266	24,520
出資金	百万円	142,471	142,596	180,715	181,223	181,732
出資口数	千口	14,247	14,260	18,071	18,122	18,173
純資産額	百万円	222,129	247,139	314,547	361,231	387,028
総資産額	百万円	3,116,448	3,233,931	3,399,538	3,515,108	3,613,564
責任準備金残高	百万円	2,646,890	2,745,467	2,809,171	2,876,773	2,937,158
貸付金残高	百万円	7,057	8,249	7,641	6,773	5,613
有価証券残高	百万円	2,321,094	2,413,303	2,575,535	2,650,989	2,603,142
剰余金の配当金額(注2)	百万円	0	2,348	0	0	0
常勤従業員数(注3)	人	3,472	3,458	3,642	3,570	3,504
保有契約高	億円	6,914,070	6,918,198	7,680,417	7,670,233	7,649,906
支払余力比率(注4)	%	1,196.4	1,389.3	1,574.4	1,434.7	1,536.7

(注1) 2015年度から貸借対照表の任意積立金の取崩しにより支出する費用については、基礎利益の費差損益から除いて算出する方法に変更しています。

(注2) 剰余金の配当金額は利用高割戻金です。

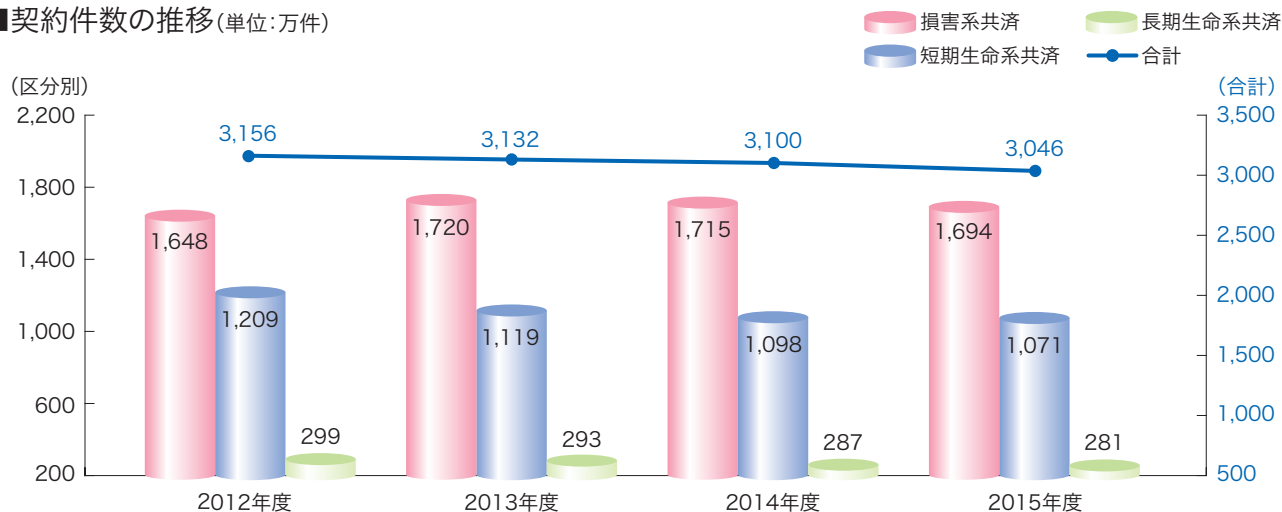
(注3) 常勤従業員は他団体出向者を含んでいます。

(注4) 全労済は生命共済事業と損害共済事業の両方を実施していることから、保険会社のソルベンシー・マージン比率と単純に比較できません。また、2014年度決算より、信頼性の一層の向上の観点から、支払余力比率の算出基準の一部変更(支払余力算入の厳格化、リスク計測の厳格化・精緻化等)が行われており、2013年度決算値とは基準が異なります。

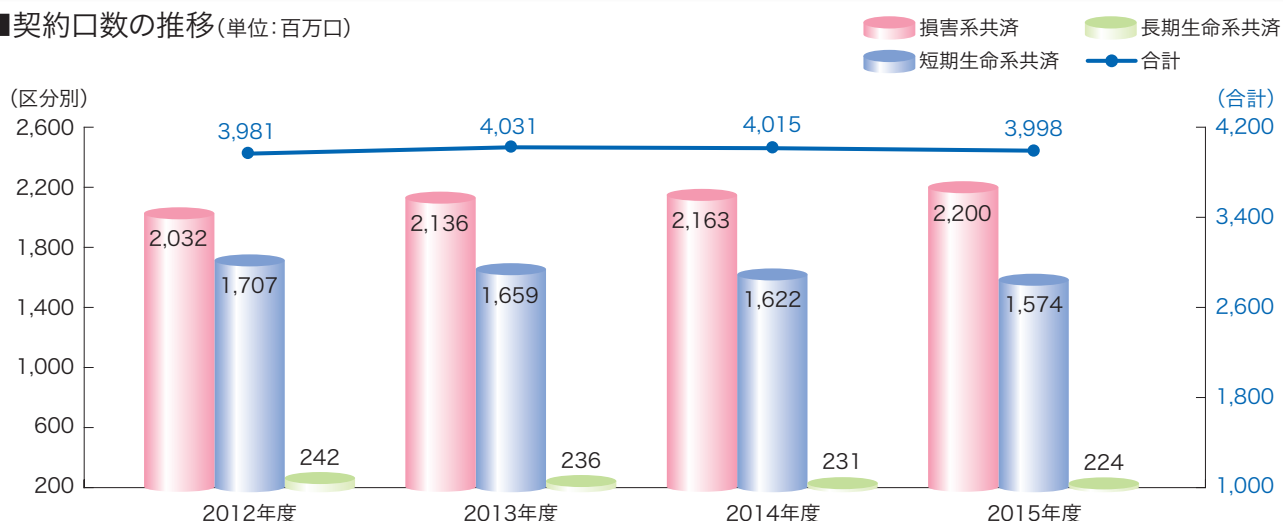
2. 全労済の主な加入状況

■ 共済事業合計	契約件数: 3,046万件	契約口数: 3,998百万口
□ 損害系共済	契約件数: 1,694万件	契約口数: 2,200百万口
□ 短期生命系共済	契約件数: 1,071万件	契約口数: 1,574百万口
□ 長期生命系共済	契約件数: 281万件	契約口数: 224百万口

■ 契約件数の推移(単位: 万件)



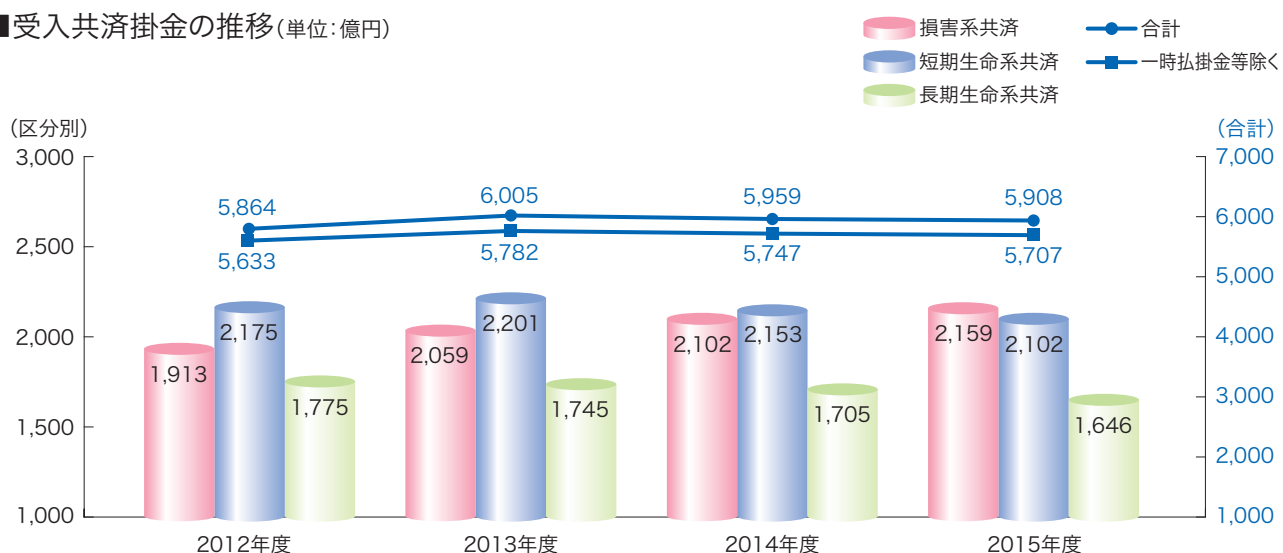
■契約口数の推移(単位:百万口)



3. 受入共済掛金

2015年度の受入共済掛金は、前年度と比較して、52億円(0.9%)減少し、5,908億円となりました。長期共済の一時払掛金を除くと5,707億円となりました。

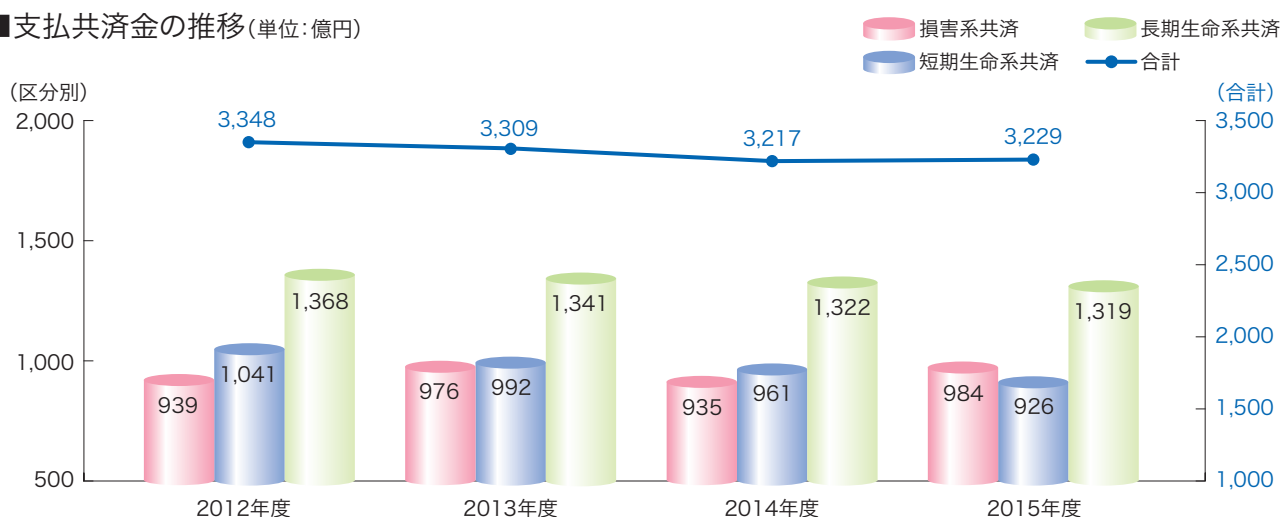
■受入共済掛金の推移(単位:億円)



4. 支払共済金

2015年度の共済金の支払いは、前年度より12億円(0.4%)増加し、3,229億円となりました。

■支払共済金の推移(単位:億円)



2 資産・負債等の状況

1. 資産

総資産は、期中に985億円・2.8%増加し3兆6,136億円となりました。総資産のうち、運用資産は、840億円・2.6%増加し、3兆3,035億円（総資産に占める割合91.4%）となりました。

た。その主な内訳は、運用の中核である国債などの公社債2兆5,634億円（同70.9%）、外国証券345億円（同1.0%）、現金1,901億円（同5.3%）などです。

2. 負債・純資産

負債の合計は、期中に727億円・2.3%増加し3兆2,265億円となりました。このうち、資本性の高い負債と言われる異常危険準備金および価格変動準備金の合計は、4,040億円となっています。また、共済契約準備金の合計は、将来生じうる共済金の支払いに備えた追加責任準備金の積み増しを

行ったこと等により、前年度より679億円増加し3兆806億円となりました。

純資産の合計は、2014年度剰余金処分にもとづく法定準備金、任意積立金の増加などにより、258億円・7.1%増加し3,870億円となりました。

（単位：億円、%）

	2014年度		2015年度		増減額
	金額	構成率	金額	構成率	
1. 現金及び預金	1,509	4.3	1,901	5.3	391
2. 金銭の信託	2,145	6.1	2,296	6.4	152
3. 金銭債権	650	1.8	1,460	4.0	810
4. 有価証券	26,510	75.4	26,031	72.0	△478
(1) 国債	14,608	41.6	14,330	39.7	△278
(2) 地方債	2,489	7.1	2,572	7.1	83
(3) 社債	9,001	25.6	8,732	24.2	△269
(4) その他	412	1.2	397	1.1	△14
5. 貸付金	68	0.2	56	0.2	△12
6. 運用不動産	18	0.1	18	0.1	△0
7. その他の運用資産	1,295	3.7	1,272	3.5	△23
運用資産 小計	32,195	91.6	33,035	91.4	840
8. 関係団体出資金	61	0.2	64	0.2	3
9. 繰延税金資産	1,911	5.4	2,028	5.6	116
10. 業務用固定資産	627	1.8	635	1.8	8
11. その他資産	356	1.0	374	1.0	18
資産合計	35,151	100.0	36,136	100.0	985

	2014年度		2015年度		増減額
	金額	構成率	金額	構成率	
1. 共済契約準備金	30,127	85.7	30,806	85.3	679
(1) 支払備金	875	2.5	934	2.6	59
(2) 責任準備金	28,768	81.8	29,372	81.3	604
① 未経過共済掛金	1,048	3.0	1,029	2.8	△19
② 異常危険準備金	3,273	9.3	3,540	9.8	266
③ 共済掛金積立金	24,447	69.5	24,803	68.6	357
(3) 割戻準備金	484	1.4	501	1.4	16
2. 引当金	264	0.8	259	0.7	△5
3. 価格変動準備金	425	1.2	500	1.4	75
4. その他負債	723	2.1	700	1.9	△23
負債合計	31,539	89.7	32,265	89.3	727
1. 会員資本	3,365	9.6	3,615	10.0	250
(1) 出資金	1,812	5.2	1,817	5.0	5
(2) 剰余金	1,552	4.4	1,798	5.0	245
① 法定準備金	417	1.2	479	1.3	63
② 任意積立金	779	2.2	982	2.7	203
③ 当期末処分剰余金	357	1.0	337	0.9	△20
(うち当期剰余金)	313	0.9	245	0.7	△67
2. 評価・換算差額等	248	0.7	255	0.7	8
純資産合計	3,612	10.3	3,870	10.7	258
負債及び純資産合計	35,151	100.0	36,136	100.0	985

3 収支の状況

1. 経常剰余

経常収益は、6,927億円となりました。このうち受入共済掛金は前期比52億円・0.9%減少し5,908億円となり、受入再共済金は7億円・9.0%増加し83億円となりました。

一方、経常費用は、6,108億円となりました。このうち支払共済金は、12億円・0.4%増加し3,229億円となりました。共済契約準備金繰入額については、将来生じうる共済金の

支払いに備えた異常危険準備金等の責任準備金の繰り入れを実施したことから663億円となりました。

資産運用純益は519億円となり、運用利回りは0.09ポイント低下し、1.61%となりました。

この結果、経常剰余は前期比92億円減少して、819億円となりました。

(単位: 億円、%)

科 目	2014年度	2015年度	増減額	増減率
経常収益	7,013	6,927	△86	△1.2
1. 共済掛金等収入	6,054	6,007	△46	△0.8
うち、受入共済掛金	5,959	5,908	△52	△0.9
うち、受入再共済金	76	83	7	9.0
2. 共済契約準備金戻入額	401	369	△32	△8.1
3. 資産運用収益	546	539	△7	△1.3
4. その他経常収益	12	13	0	0.7
経常費用	6,102	6,108	6	0.1
1. 共済金等支払額	4,184	4,195	11	0.3
うち、支払共済金	3,217	3,229	12	0.4
うち、支払再共済掛金	203	211	8	4.1
2. 共済契約準備金繰入額	676	663	△13	△2.0
3. 資産運用費用	12	20	8	60.8
4. 事業経費	1,226	1,227	1	0.1
5. その他経常費用	4	4	△0	△1.0
経常剰余	911	819	△92	△10.1
特別利益・特別損失	△101	△88	13	—
税引前当期剰余	809	731	△79	△9.7
法人税等・法人税等調整額	122	101	△21	△17.4
割戻準備金繰入額	375	385	10	2.7
当期剰余金	313	245	△67	△21.6
当期首繰越剰余金	22	21	△1	△2.7
任意積立金取崩額	22	70	48	214.6
当期末処分剰余金	357	337	△20	△5.7

2. 特別損益

特別利益・特別損失では、特別損失として将来の保有資産の価格変動に備えるための価格変動準備金を75億円計上したほか、地震等災害見舞金7億円、熊本地震にかかる臨時費用等6億円を計上しました。

3. 当期剰余金

当期剰余金は、前期比67億円減少し245億円となりました。

4 資産運用の状況

1. 資産運用方針

全労済では、組合員(契約者)の皆さまからお預かりしている共済掛金を将来の共済金などの支払いに備えて運用しています。

長期共済等の資金を運用するにあたっては、公社債を中

心に安定的な利息収入を確保する運用を行っています。また総合的リスク管理のもと、許容されるリスクの範囲内で外国証券などによる運用をあわせて行い、収益性の向上を目指しています。

2. 運用環境

国内金利（新発10年国債利回り）は、年度始の0.39%から低下基調で推移し、2016年1月の日本銀行のマイナス金利政策の導入決定以降はさらに金利低下がすすみ、年度末には△0.12%となりました。

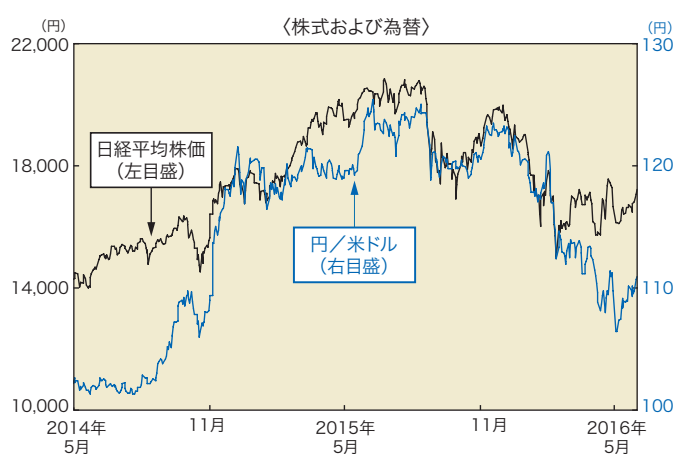
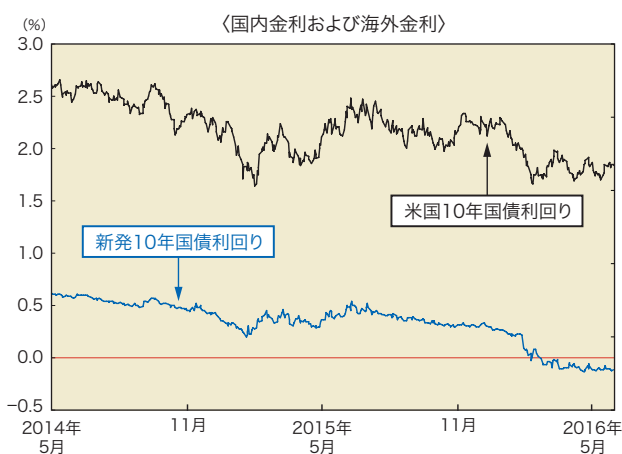
海外金利（米国10年国債利回り）は、年度始の2.12%から2015年12月に米連邦公開市場委員会による利上げが行われたものの、その後は原油価格の下落や新興国経済の減速懸念などにより追加利上げに慎重な姿勢が示されたた

め低下基調で推移し、年度末には1.84%となりました。

日経平均株価は、年度始の20,563円から新興国経済の減速懸念や円高による企業業績の下振れ懸念などから下落基調で推移し、年度末には17,234円となりました。

為替（円/米ドル）は、年度始の123円73銭から、米国の追加利上げ観測の後退などから円高が進行し、年度末には110円94銭となりました。

	2014年度末	2015年度末	前年度末比
新発10年国債利回り	0.39%	△ 0.12%	△ 0.51P
米国10年国債利回り	2.12%	1.84%	△ 0.28P
日経平均株価	20,563円	17,234円	△ 3,328円
円/米ドル	123.73円	110.94円	△ 12.79円



3. 資産運用概況

運用資産は、840億円増加して3兆3,035億円となり、構成率は運用の中核である公社債が78.0%、外国証券7.4%、現預金5.8%となりました。

(単位: 億円、%)

	2014年度末		2015年度末		増減額
	金額	構成率	金額	構成率	
現預金	1,509	4.7	1,901	5.8	391
金銭債権	650	2.0	1,460	4.4	810
有価証券・金銭の信託	28,655	89.0	28,328	85.8	△ 327
公社債	26,256	81.6	25,771	78.0	△ 485
株式	21	0.1	16	0.0	△ 5
外国証券	2,293	7.1	2,455	7.4	162
その他の証券	85	0.3	86	0.3	1
長期貸付金	68	0.2	56	0.2	△ 12
運用不動産	18	0.1	18	0.1	△ 0
その他の運用資産	1,295	4.0	1,272	3.8	△ 23
運用資産 合計	32,195	100.0	33,035	100.0	840

資産運用純益は、前年度比で15億円減少の519億円、運用利回りは1.61%となりました。

(単位: 億円、%)

	2014年度	2015年度	増減
資産運用純益	533	519	△ 15
運用利回り	1.70	1.61	△ 0.09P

5 剰余金処分

■ 剰余金処分の内容

(単位:千円)

I. 当期末処分剰余金	33,656,849
II. 剰余金処分額	31,505,000
1. 法定準備金	4,905,000
2. 任意積立金	26,600,000
(1) 地震等災害見舞金基金	3,000,000
(2) 経営諸リスク対応特別積立金	7,000,000
(3) 事業経営基盤整備積立金	11,700,000
(4) 事業推進政策積立金	3,300,000
(5) 災害救援活動・災害支援復興基金	1,300,000
(6) 社会貢献・国際連帯活動基金	300,000
III. 次期繰越剰余金	2,151,849

(1) 任意積立金の主な積立目的は、つぎのとおりです。

- ① 地震等災害見舞金基金は、地震等災害見舞金制度にもとづく見舞金支払いを目的として積み立てます。
- ② 経営諸リスク対応特別積立金は、共済リスクや経営諸リスク

に対応する積み立てとし、支払資力および経営基盤の強化を目的として積み立てます。

- ③ 事業経営基盤整備積立金は、次世代システム開発投資、情報システムの全業務バックアップなどのシステム投資課題に対応する事業基盤の整備・強化を目的として積み立てます。
 - ④ 事業推進政策積立金は、事業実績の減少に歯止めをかけるため広告宣伝・事業推進活動などの予算に充てる目的として積み立てます。
 - ⑤ 災害救援活動・災害支援復興基金は、大規模災害時における支援活動、審査業務などの活動などに充てる目的として積み立てます。
 - ⑥ 社会貢献・国際連帯活動基金は、文化活動および社会貢献活動や国際連帯活動などに充てる目的として積み立てます。
- (2) 次期繰越剰余金には、消費生活協同組合法第51条の4第4項の教育事業等繰越金1,227,000千円が含まれています。

6 健全性を表す指標

【修正自己資本】

修正自己資本7,898億円
修正自己資本比率21.9%

総資産が985億円増加したのに対し、自己資本が261億円増加したことに加え、価格変動準備金や異常危険準備金の増加により、修正自己資本は603億円増加し7,898億円、修正自己資本比率は1.1ポイント上昇し21.9%となりました。

(単位:億円)

摘 要	金 額		自己資本比率(%)		前年比較	
	2014年度	2015年度	2014年度	2015年度	増減額	増減率(%)
自己資本	3,597	3,858	10.2	10.7	261	7.3
異常危険準備金等	3,698	4,040	10.5	11.2	342	9.2
修正自己資本 計	7,295	7,898	20.8	21.9	603	8.3
総資産額	35,151	36,136	—	—	985	2.8

(注) 修正自己資本は、自己資本に異常危険準備金、価格変動準備金を加算した広義の自己資本です。

【基礎利益】

基礎利益1,436億円

基礎利益は、危険差益が増加したことを受け、前年度と比較して32億円増加し1,436億円となりました。

(単位:億円)

摘 要	2014年度	2015年度	増減額
基礎利益	1,404	1,436	32
(うち費差損益)	(11)	(4)	(△7)
(うち利差損益)	(15)	(13)	(△2)
(うち危険差損益)	(1,377)	(1,420)	(42)

(注1) 基礎利益は、経常剰余から有価証券売却損益等の「キャピタル損益」と異常危険準備金繰入額等の「臨時損益」を控除した額です。

(注2) 2015年度から貸借対照表の任意積立金の取崩しにより支出する費用については、基礎利益の費差損益から除いて算出する方法に変更しています。

【支払余力比率】

支払余力総額1兆660億円
支払余力比率1,536.7%

リスクの合計額は、資産運用リスクが増加したものの、一般共済リスクや巨大災害リスク等が減少したため7億円減少しました。また支払余力総額は、追加責任準備金および異常危険準備金の積立等により、660億円増加しました。それらにより支払余力比率は、1,536.7%と前年度より102.0ポイント上昇しました。

(単位:億円)

摘 要	2014年度	2015年度	増 減
支払余力総額(A)	9,999	10,660	660
リスクの合計額(B)	1,394	1,387	△7
支払余力比率 (A)÷{(B)×(1/2)}×100	1,434.7%	1,536.7%	102.0P

(注) 生命共済事業と損害共済事業の両方を実施しているため、生命保険会社または損害保険会社のソルベンシー・マージン比率と単純に比較できません。

【実質純資産】

実質純資産額1兆6,443億円
実質純資産比率45.5%

実質純資産額は前期より3,291億円増加し、1兆6,443億円となりました。実質純資産比率は、諸準備金の積増しや有価証券の含み損益の増加により、8.1ポイント上昇し45.5%となり、資産超過で良好な状態を維持しています。

(単位:億円)

摘 要	2014年度	2015年度	増 減
実質純資産額	13,152	16,443	3,291
実質純資産比率	37.4%	45.5%	8.1P

(注) 実質純資産額とは、異常危険準備金等を含んだ広義の「自己資本」に「含み損益」を加算した額です。言い換えると、時価ベースの総資産額から負債(異常危険準備金等の資本性負債を除く)を引いた額です。

7 総合的なリスク管理 ―組合員の信頼と負託に応えるために―

保障事業を取り巻くリスクは多様化・複雑化・高度化してきており、公共性・社会性の強い保障事業（共済）を営む組織として、諸々のリスクを適切・確実に管理することがますます重要になってきています。全労済は、総合的なリスク管理における3つの領域（危機管理領域・経営リスク管理領域・コンプライアンス領域）について、それぞれに統括部門を設置し、各統括部門が連携をはかりながら管理を行っています。

1. 危機管理領域における取り組み：大規模災害などの非常事態における対応

全労済は、大規模地震、台風、津波、洪水、噴火などの自然災害および大火などの非常災害に対する、事前、災害発生時および通常業務体制で処理できない異常時などの総合的対策として「クライシス領域のリスク別基本計画」を策定しています。この基本計画では、危機管理規程にもとづくリスク対策として優先度の高い大規模地震・自然災害などについて、全労済の重要業務を中断させないためのリソース、各業務目標復旧時間の設定などをとりまとめています。

また、首都直下地震の発災を想定し、全労済会館などの機能や業務が一時停止した場合の行動や業務手順をまと

めた、「首都直下地震発生時の手順書」を策定しています。

〈被災組合員への対応〉

大規模な自然災害や広域災害について、全労済では事前の対策、災害発生時における全国域での活動や被災県事務所での被災者対応に関する初動体制、平常時の業務体制で対応できない場合の取り扱いなどについて「大規模災害時被災者対応規程・内規」および「大規模災害時の被災者対応マニュアル」を規定し、万一の災害時に被災者へのいち早い共済金のお支払いと被災者支援に取り組んでいます。

2. 経営リスク管理領域における取り組み：業務の適切性と財務の健全性の強化

全労済は、組合員の信頼と負託に応え、保障と安心を将来にわたり確実に提供しつづけることを目的とし、業務の適切性および財務の健全性の確保に努めることを事業経営上の重要課題と位置づけています。

リスク管理に関する全労済の基本方針を「経営リスク管理基本方針」として定め、リスクの種類ごとに個別に「リスク管理方針」および「リスク管理規程」を定めるなど体系的に整備しています。

リスク管理体制では、各種リスクを統括する部門として業務担当部門から独立した経営リスク統括部門を設置し、リスク情報およびリスク管理状況について総合的なリスク管理の観点から一元的に管理しています。

さらに、2015年4月に経営企画部内にERM推進室を設置し、統合的リスク管理（ERM）*の枠組み全般の態勢整備を進めています。

*統合的リスク管理（ERM）

ERMはEnterprise Risk Managementの略で、組織全体の「リスク」「資本」「収益」を統合的に管理することを通じて、財務の健全性の確保と収益の安定的な向上をはかり、組織価値の向上を目指す戦略的な経営管理手法。

(1)財務リスクの管理

・ALM（資産と負債の総合管理）

全労済は、取り扱う共済商品の特性（共済期間、保障性、貯蓄性、オプション性など）と資産運用の関係など、資産・負債・純資産の相互の関係を認識し、将来収支予測やキャッシュフローの分析などの手法を用いて総合的な観点からリスクを管理するALMの考え方を導入し、財務リスクの管理に取り組んでいます。

・ストレステストの実施

全労済は、経営リスク管理の一環としてストレステストを実施しています。ストレステストでは、大規模な災害や金融市場の大きな混乱による損失の拡大といったシ

ナリオをもとに損失額を推計し、財務の健全性に与える影響を把握・分析しています。また、ストレステストの結果にもとづき、予防的または発生時の対応策について検討をすすめています。

①共済引受リスク管理

経済情勢や共済事故の発生率が共済掛金設定時の予測に反して変動することにより損害を被るリスクを共済引受リスクといいます。

全労済は、共済数理、法務および医学などの専門性にもとづいて、共済掛金や契約引受などの制度設計や責任準備金の積み立てに関するリスクを検証・把握し、必要に応じて改善策を講じています。

また、風水害・地震などの自然災害に関するリスクについては定期的にリスク量のモニタリングを行い、再保険などによる対応を行っています。

②資産運用リスク管理

市場リスク、信用リスク、市場流動性リスク、不動産投資リスクなどが顕在化することにより、保有する資産の価値が変動または減少するリスクを資産運用リスクといいます。

市場環境の変化や運用手段の多様化・高度化に伴い資産運用に関するリスク管理の重要性はますます高まってきており、全労済は、ALM手法を活用して日常的にこれらのリスクの管理・把握を行っています。

③資金繰りリスク管理

予期せぬ資金ニーズにより資金繰りが悪化し、資金の確保に通常よりも著しく低い価格での資産売却を余儀なくされることにより損失を被るリスクを資金繰りリスクといいます。

全労済は、日々の資金繰りの状況を監視するとともに、資金繰りの状況に応じて適切な対応がとれるよう態勢整備を行っています。

(2)オペレーショナルリスクの管理

①事務リスク管理

日常の業務において役職員などが正確な事務・業務を怠る(事務過誤)、あるいは事故・不正などを起こすこと(不祥事)により業務遂行に支障をきたし経済的・社会的損失を被るリスクを事務リスクといいます。

全労済は、組合員・お客さまの満足度を向上させるために、コンプライアンスの取り組みと連携して、組合員・お客さまへの対応および事務処理について各種規程・規則・マニュアルなどの整備を行い、その定めに準拠した業務の実践を徹底することによりリスクの顕在化を未然に防止し、問題が発生してしまった場合は、情報を共有化して再発防止の対策を講じています。

また、内部監査により適正な業務と事故防止が確実に行われるよう牽制体制を整えています。

②システムリスク管理

コンピューターシステムのダウンまたは誤作動などのシ

ステム不備、さらにコンピューターが不正に使用されることにより損失を被るリスクをシステムリスクといいます。全労済は、大規模地震などの緊急時におけるコンピューターシステムへの対応を定めた「情報システムの非常災害対応計画」などを整備し、迅速な対応が可能となるよう態勢を構築しています。

また、システム不備および不正使用、サイバー攻撃といった課題に対し、各種セキュリティ対策を実施するとともに、マニュアルなどによる適切な業務の徹底および役職員への教育研修をすすめる、リスクの顕在化を未然に防止し、問題が発生した場合には、迅速な対応と復旧および再発防止のための態勢を構築しています。

なお、内部監査や監督省庁の監督・検査などにより、客観的な視点からシステムリスク管理態勢や管理手法が適切かどうか、内部統制の仕組みは遵守されているかなどの評価を受け、適切なシステムリスク管理態勢の構築にむけての取り組みもすすめています。

3. コンプライアンス領域における取り組み:事業の前提としてのコンプライアンスを徹底

(1)コンプライアンスへの取り組み

全労済は、組合員の皆さまに共済事業を提供しています。共済事業は、組合員の皆さまからの信頼により成り立ち支えられているものです。また、共済事業は、公共性の高い事業であることから、誠実な生協組織として事業を継続的に運営し、社会的責任を果たしていくことは重要な課題です。

全労済は内部の管理体制を強化し、事業運営において法令・社会規範・諸規則などを遵守することはもちろん、社会的な要請や組合員・お客さまからの期待に応じていく事業体として、組織風土の醸成をはかっています。

全労済では、コンプライアンスを経営活動の重要課題の一つとして位置づけ、2002年10月にコンプライアンス推進体制を確立して取り組みを始めました。

また、全労済内部のリスクを早期に発見し、適正に措置するなど自浄作用を発揮させるための仕組みとして、内部通報・相談制度である「全労済ヘルプライン制度」の運用を2006年4月に開始しました。

2007年6月には、全労済の社会的使命や果たすべき役割を明確にしつつ、コンプライアンス活動を展開していくための指針として、「全労済コンプライアンス基本方針」および「全労済役職員行動基準」を、さらに2010年4月には「全労済コンプライアンス規程」を定めました。

組合員・お客さまからの安心と信頼に対する期待に応えるために、全役職員のコンプライアンス意識の向上を図る機会として、毎年、コンプライアンス推進月間を設定し、教育啓発活動をはじめとして積極的にコンプライアンスを推進しています。

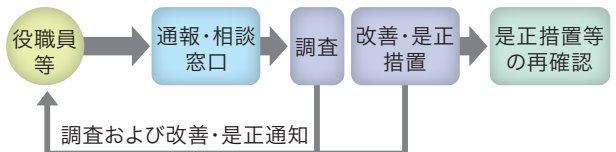
(2)全労済ヘルプライン制度

全労済ヘルプライン制度は、公益通報者保護法およびその趣旨により事業者に求められる事項について制度として整備したものです。全労済のコンプライアンス経営の健全性向上を図り、社会的信頼に添えていくことを目的とし、次の課題の達成をめざしています。

- ①全労済における組織的または個人的な法令違反や不正行為等の情報を収集するしくみを整備する。
- ②コンプライアンス・リスクを早期に発見し、全労済として自らその改善、是正を図る。
- ③コンプライアンス・リスクの未然防止に努める。
- ④全労済としてのコンプライアンスの組織風土づくりのための環境整備を図る。

■制度の基本的な流れ

コンプライアンス
通報・相談



「全労済ヘルプライン規程」にもとづき、通報者等の権利保護や秘密の保持がされます。

(3) 個人情報の保護

全労済は、2005年4月の個人情報保護法の施行にともない「個人情報保護方針」、および「全労済個人情報保護規程」を定めました。また、2016年1月のマイナンバー制度の開始にともない「個人情報保護方針」を「個人情報および特定個人情報にかかる保護方針」に改正し、新たに「全労済特定個人情報保護規程」を定めました。全労済ではこれらの方針・規程等にもとづき、組合員・お客さまからお預りしている大切な情報の適正な利用と管理・保護の徹底に努めています。

また、個人情報保護法および各省庁ガイドラインにもとづく個人情報の管理・保護対策を講じるとともに、安全管理措置などの強化に向けた自主的な取り組みをすすめています。

今後も組合員・お客さまに安心して全労済の各種事業を利用いただけるよう、個人情報管理・保護体制の強化に取り組んでいきます。

① 組合員・お客さまの個人情報の取り扱い

「個人情報および特定個人情報にかかる保護方針」は、ホームページ上で公表するとともに各都道府県本部・共済ショップ窓口などにおいては、組合員・お客さまの目に触れやすい場所に掲示して、組合員・お客さまの個人情報の取り扱いの周知に努めています。

(4) 反社会的勢力への対応

全労済は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対し、「反社会的勢力による被害を防止するための基本方針」を定め、断固とした姿勢で臨んでいます。

▶▶▶▶▶▶▶▶ 反社会的勢力による被害を防止するための基本方針 ◀◀◀◀◀◀◀◀

① 組織として対応します。

反社会的勢力から不当要求がなされた場合には、担当者や担当部署だけに任せるのではなく、組織全体として対応するとともに役職員の安全を確保します。

② 外部専門機関と連携します。

反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部の専門機関と意思疎通を行い、緊密な連携関係を構築します。

③ 取引を含めた一切の関係を遮断します。

反社会的勢力とは一切の関係をもちません。また、反社会的勢力であると知らずに関係を有してしまった場

② 個人情報保護の責任体制

組合員・お客さまの個人情報の保護・管理に向けた責任体制は次のように整えています。

ア) 全労済における個人情報の管理を統括する業務については、コンプライアンス統括責任者がその任にあたり、個人情報の安全管理措置、責任体制、教育研修など個人情報保護全般にわたり責任を負うものとします。

イ) 本部・事業本部・単位本部における個人情報の管理を統括する業務については、コンプライアンス責任者がその任にあたります。

ウ) 個人情報の適切な管理のための業務については、コンプライアンス推進責任者がその任にあたります。

③ 個人情報の安全管理措置

個人情報の流出や漏えいの防止、安全管理措置を講じるために、2005年4月に「情報セキュリティ基本方針」および「情報セキュリティ規程」を定め、個人情報を取り扱う情報システムや会館（事務所）・施設などへの物理的な対策、役職員の教育など人的対策、不正なアクセスを防止するための技術的な安全管理対策などを継続的にすすめています。

合は、相手方が反社会的勢力であると判明した時点で速やかに関係を解消します。

④ 有事における民事と刑事の法的対応を行います。

反社会的勢力の不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行うこととし、あらゆる民事上の法的手段を講じるとともに、積極的に被害届けを出すなど、刑事事件化も躊躇しません。

⑤ 裏取引や資金提供は絶対に行わない。

反社会的勢力による不当要求が、事業活動上の不祥事や役職員の不祥事を理由とするものであっても、事案を隠蔽するために裏取引や資金提供を行うなどの行為は絶対行いません。

8 情報開示

全労済は、「広く社会に開かれた組織」として、次の資料により事業や経営、活動状況などについての情報開示を行っています。「全労済ファクトブック」は、厚生労働省令で定められた業務および財務の状況に関する事項を掲載しています。これらの資料以外にも、各事業本部、単位本部、会員単協では数多くの情報紙・誌を発行しています。



ホームページ
(URL)
<http://www.zenrosai.coop>



全労済ファクトブック
年1回
報道機関やオピニオンリーダー向けに発行



全労済ガイド
年1回
組合員・一般生活者向けに発行



Annual Report
(英文/年次報告書)年1回
海外向けに発行



セイフティ・ファミリー
組合員向けに発行



全労済NEWS FILE
年6回
ファイナンシャルプランナー等のオピニオンリーダー向けに発行



News&Communication
随時(2015年度は16回)
報道機関向けに発行



機関誌「zenrosai」
年2回
協力団体向けに発行



社会貢献活動レポート
年1回
協力団体・報道機関等向けに発行



「組合員・お客さまの声」報告書
年1回
組合員・一般生活者向けに発行

Ⅲ 事業活動

全労済では、生協の共済事業の特質を活かして、生命、損害両分野から賠償の分野にわたるまで、組合員の皆さまの生活全般に関する共済事業を実施しています。

1 共済商品一覧

※各商品の詳細については、最寄りの窓口または全労済ホームページなどでご確認ください。

1. 人の保障

全労済が提供している遺族保障、医療保障、障がい・介護保障、老後保障の特徴を、個人向け共済と団体向け共済に分けて紹介しています。

(1) 個人向け共済

安心して生きていく。自分も、家族も。

こくみん共済

個人定期生命共済・こども定期生命共済・熟年定期生命共済
傷害共済・個人賠償責任共済・終身生命共済・個人長期生命共済

「こくみん共済」は全労済が提案する「保障設計」の考え方にもとづき、満0歳のお子さまからシニアの方まで、年齢やライフスタイルに合った保障をご用意しています。各タイプごとの組み合わせでより幅広いニーズにお応えすることで、ご家族一人一人に合ったムリ・ムダのない必要な保障を実現します。



基本タイプ

入院・通院・手術はもちろん先進医療が備わった医療重視の保障。

医療安心タイプ 月々の掛金 2,300円

新規加入年齢／満0歳～満59歳の健康な方(最高満60歳の契約満了日まで保障)

保障内容	先進医療を受けたとき 入院共済金が支払われる場合、共済金額を限度に技術料実額	入院したとき 1日目から最高180日分日帰り入院も保障			手術したとき 日帰り手術も保障(全労済所定の手術)	通院したとき 1日目から最高90日分		死亡・重度の障がいが残ったとき 1級・2級と、3級の一部		
		交通事故	不慮の事故	病気等		交通事故	不慮の事故 交通事故を除く不慮の事故による通院については通算して14日以上通院をした場合が保障の対象となります。	交通事故	不慮の事故等	病気等
共済金額	最高600万円	(日額) 6,000円			1回につき60,000円	(日額) 2,000円		50万円		

入院や通院などの医療費用に備えを。女性特有の病気の手術にも充実の保障。

医療タイプ 月々の掛金 1,600円

新規加入年齢／満0歳～満59歳の健康な方(最高満60歳の契約満了日まで保障)

保障内容	入院したとき 1日目から最高180日分日帰り入院も保障			女性特有の病気の手術をしたとき 日帰り手術も保障(全労済所定の手術)	通院したとき 1日目から最高90日分		死亡・重度の障がいが残ったとき 1級・2級と、3級の一部		
	交通事故	不慮の事故	病気等		交通事故	不慮の事故 交通事故を除く不慮の事故による通院については通算して14日以上通院をした場合が保障の対象となります。	交通事故	不慮の事故等	病気等
共済金額	(日額) 6,000円			1回につき60,000円	(日額) 2,000円		50万円		

重度障がいに対する保障が充実した、生きるための保障。

生きる安心Wタイプ 月々の掛金 5,000円

新規加入年齢／満15歳～満59歳の健康な方(最高満60歳の契約満了日まで保障)

生きる安心タイプ 月々の掛金 2,500円

新規加入年齢／満15歳～満59歳の健康な方(最高満60歳の契約満了日まで保障)

保障内容	死亡したとき		身体に障がいが残ったとき						入院したとき 1日目から最高180日分日帰り入院も保障	
	交通事故 不慮の事故等		交通事故・不慮の事故等			病気等			交通事故 不慮の事故	病気等
			重度の障がいが残ったとき 1級・2級と、3級の一部	左記共済金が支払われる場合で6か月間生存のとき	障がいが残ったとき 3級の一部～14級	重度の障がいが残ったとき 1級・2級と、3級の一部	左記共済金が支払われる場合で6か月間生存のとき	特定の身体障がいの状態		
生きる安心Wタイプ	2,000万円	1,000万円	2,000万円	1,000万円	900万円～40万円	1,000万円	1,000万円	200万円	(日額) 5,000円	(日額) 5,000円
生きる安心タイプ	1,000万円	500万円	1,000万円	500万円	450万円～20万円	500万円	500万円	100万円	(日額) 2,500円	(日額) 2,500円

基本タイプ

入院・通院から死亡保障まで、手頃な掛金で幅広くカバー。

総合タイプ

月々の掛金 **1,800円**

新規加入年齢／満15歳～満59歳の健康な方
(最高満60歳の契約満了日まで保障)

総合2倍タイプ

月々の掛金 **3,600円**

新規加入年齢／満15歳～満44歳の健康な方
(最高満60歳の契約満了日まで保障)

大型タイプ

月々の掛金 **5,400円**

新規加入年齢／満15歳～満44歳の健康な方
(最高満60歳の契約満了日まで保障)

- 死亡・後遺障がい・入院・通院の保障が幅広く盛り込まれています。
- 満60歳の契約満了後は各移行タイプへの自動更新により、最高満85歳の契約満了日まで保障します(保障内容は変わります。総合2倍タイプ・大型タイプは満80歳の契約満了後の自動更新では掛金も変わります)。

保障内容	死亡・重度の障がいが残ったとき 1級・2級と、3級の一部			重度の障がいにより左記の 共済金が支払 われる場合で 6ヵ月間生存 のとき	身体に障がいが残ったとき 3級の一部～14級		入院したとき 5日以上連続して入院したとき1日目から最高180日分			交通事故で 通院したとき 1日目から最高90日分	
	交通事故	不慮の事故等	病気等		交通事故	不慮の事故等	交通事故	不慮の事故	病気等	交通事故	交通事故
総合 タイプ	1,200万円	800万円	400万円	400万円	540万円 ～24万円	360万円 ～16万円	(日額) 5,000円	(日額) 3,000円	(日額) 1,500円	(日額) 1,000円	(日額) 1,000円
総合2倍 タイプ	2,400万円	1,600万円	800万円	800万円	1,080万円 ～48万円	720万円 ～32万円	(日額) 10,000円	(日額) 6,000円	(日額) 3,500円	(日額) 2,000円	(日額) 2,000円
大型 タイプ	3,000万円	2,400万円	1,200万円	1,000万円	1,350万円 ～60万円	1,080万円 ～48万円	(日額) 10,000円	(日額) 6,000円	(日額) 6,000円	(日額) 3,000円	(日額) 3,000円

組み合わせ
加入すれば
保障はさらに充実

生きる安心タイプ + 医療安心タイプ

総合タイプ + 医療安心タイプ

総合2倍タイプ + 医療安心タイプ

- 生きる安心タイプ・生きる安心Wタイプ・総合タイプ・総合2倍タイプ・大型タイプいずれか1つのみ加入いただけます。
- 医療安心タイプ・医療タイプいずれか1つのみ加入いただけます。

0歳から加入できる、お子さまの病気やけがのほか、賠償にも備える保障。

キッズワイドタイプ

月々の掛金 **1,600円**

キッズタイプ

月々の掛金 **900円**

新規加入年齢／満0歳～満14歳の健康な方(最高満18歳の契約満了日まで保障)

保障内容	第三者に 対する 損害賠償 (国内のみ)	入院した とき 1日目から 最高365日分	入院中に 手術を したとき (全労済所定の 手術)	長期入院 したとき 60日以上、 180日以上、 270日以上 連続した入 院(1回の入 院)	通院 したとき 1日目から 最高90日分	骨折・腱の 断裂・関節 の脱臼	扶養者である 契約者の死亡・ 重度障がい	死亡・重度の障がい が残ったとき(*) 1級・2級と、3級の一部			常に介護 を要し左 記(*)の 共済金が 支払われ る場合で 6ヵ月間生 存のとき	身体に障がい が残ったとき 3級の一部～14級	
		交通事故 不慮の事故 病気等	交通事故 不慮の事故 病気等	交通事故 不慮の事故 病気等	交通事故 不慮の事故 病気等	交通事故 不慮の事故 病気等	交通事故 不慮の事故 病気等	交通事故	不慮の 事故等	病気等	交通事故 不慮の事故 病気等	交通事故	不慮の 事故等
キッズワイド タイプ	最高 100 万円 (免責 5,000円)	(日額) 10,000円	1回につき 10万円	各 20万円 (最高60万円)	(日額) 3,000円	65,000円	500 万円	800 万円	600 万円	400 万円	400 万円	270 万円	180 万円
キッズ タイプ	免責 (5,000円)	(日額) 5,000円	—	—	(日額) 2,000円	50,000円	350 万円	600 万円	400 万円	200 万円	200 万円	12 万円	8 万円

キッズ満期金付プラン

※キッズタイプ、キッズワイドタイプ専用
の満期金付生命保障プランとなります。

新規加入年齢／満0歳～満14歳の健康な方(各コースごとの選択した年齢満了日まで保障)

- 3つのコース(「中学入学準備コース」「高校入学準備コース」「大学入学準備コース」)があります。
- 満期金の額は「50万円」または「100万円」から選択できます。

保障内容	満期金	死亡・重度の障がい が残ったとき 1級・2級と、3級の一部		身体に障がい が残ったとき 3級の一部～14級
		病気等	交通事故 不慮の事故等	交通事故・不慮の事故等 (障がいの程度に応じて災害特約の4%～90%)
共済金額	100万円	100万円	200万円	4万円～90万円

- ※満期金の額「100万円」の場合の保障内容となります。
- ※キッズタイプ、キッズワイドタイプの保障は除く。
- ※月々の掛金は、新規加入年齢、満了年齢、満期金の額で異なります。

基本タイプ

60歳からの総合保障。

シニア総合タイプ 月々の掛金 **2,000円**

新規加入年齢／満60歳～満64歳の健康な方（最高満70歳の契約満了日まで保障）

保障内容	死亡・重度の障がいが残ったとき 1級・2級と、3級の一部	身体に障がいが残ったとき 3級の一部～14級	入院したとき 5日以上連続して入院したとき1日目から最高180日分	
	交通事故・不慮の事故等	病気等	交通事故・不慮の事故	病気等
共済金額	200万円	100万円	(日額) 1,500円	(日額) 1,500円

- 満70歳の契約満了後はシニア総合移行タイプに自動更新し、満80歳時に総合80歳移行タイプへの継続のご案内をいたします。最高満85歳の契約満了日まで保障します（保障内容と掛金は変わります）。

60歳からの医療保障。

シニア医療タイプ 月々の掛金 **2,000円**

新規加入年齢／満60歳～満64歳の健康な方（最高満70歳の契約満了日まで保障）

保障内容	入院したとき 5日以上連続して入院したとき 1日目から最高180日分	手術したとき 日帰り手術も保障 (全労済所定の手術)	身体に障がいが残ったとき 3級の一部～14級	死亡・重度の障がいが残ったとき 1級・2級と、3級の一部	
	交通事故・不慮の事故・病気等		交通事故・不慮の事故等	交通事故・不慮の事故等	病気等
共済金額	(日額) 3,500円	1回につき 10,000円	36万円～1.6万円	50万円	10万円

- 病気やけがによる入院・手術など医療重視の保障です。
- 満70歳の契約満了後はシニア医療移行タイプに自動更新し、最高満80歳の契約満了日まで保障します（保障内容は変わります）。

けがと賠償の保障。

傷害安心Wタイプ 月々の掛金 **2,000円**

傷害安心タイプ 月々の掛金 **1,200円**

新規加入年齢／健康状態にかかわらず満0歳～満59歳の方（最高満60歳の契約満了日まで保障）

保障内容	法律上の損害賠償責任を負うとき (国内のみ)			携行品に 損害が 生じたとき (国内のみ)	入院または5日以上 の通院をしたとき 部位・症状別にお支払いします 1日だけの通院でも安心! 5日未満の通院をしたとき でも傷害安心Wタイプ は6,000円、傷害安心タイ プは3,000円を保障。	長期入院 したとき 90日以上、180日以上 連続した入院 (1回の入院)	死亡・重度の 障がい 残ったとき 1級・2級と、3級の一部	身体に 障がい 残ったとき 3級の一部～14級	
	第三者 に対する 損害賠償	対人臨時費用			携行品の損害	交通事故 不慮の事故	交通事故 不慮の事故	交通事故 不慮の事故等	交通事故 不慮の事故等
		死亡させたとき	10日以上入院 させたとき	対人事故のとき					
傷害安心W タイプ	最高 1億円	10万円	2万円	3,000円	最高 30万円 (免責1万円)	部位・症状別に 36万円～1.5万円	(最高72万円) 各 36万円	1,000万円	900万円 ～40万円
傷害安心 タイプ					部位・症状別に 18万円～0.75万円	(最高36万円) 各 18万円	500万円	450万円 ～20万円	

- 第三者に対する賠償責任が発生したとき最高1億円の保障とけがによる入院・通院を保障します。
- 満60歳の契約満了後は傷害安心Wタイプはシニア傷害安心タイプへ、傷害安心タイプはシニア傷害安心Hタイプへ自動更新し、最高満80歳の契約満了日まで保障します（保障内容は変わります）。

60歳からのけがと賠償の保障。

シニア傷害安心タイプ 月々の掛金 **2,000円**

シニア傷害安心Hタイプ 月々の掛金 **1,200円**

新規加入年齢／健康状態にかかわらず満60歳～満79歳の方（最高満80歳の契約満了日まで保障）

保障内容	法律上の損害賠償責任を負うとき (国内のみ)				入院または5日以上の通院をしたとき 部位・症状別にお支払いします 1日だけの通院でも安心! 5日未満の通院をしたときでもシニア傷害安心タイプは6,000円、シニア傷害安心Hタイプは3,000円を保障。	長期入院したとき 90日以上、180日以上連続した入院(1回の入院)	死亡・重度の障がいが残ったとき 1級・2級と、3級の一部	身体に障がいが残ったとき 3級の一部～14級
	第三者に対する損害賠償	対人臨時費用			交通事故 不慮の事故	交通事故 不慮の事故	交通事故 不慮の事故等	交通事故 不慮の事故等
		死亡させたとき	10日以上入院させたとき	対人事故のとき				
シニア傷害安心タイプ	最高 1億円	10万円	2万円	3,000円	部位・症状別に 36万円～1.5万円	(最高20万円) 各 10万円	500万円	450万円 ～20万円
シニア傷害安心Hタイプ					部位・症状別に 18万円～0.75万円	(最高10万円) 各 5万円	250万円	225万円 ～10万円

- 第三者に対する賠償責任が発生したとき最高1億円の保障とけがによる入院・通院を保障します。
- 健康状態にかかわらずご加入いただけます。

がん専用の保障

はじめてがんと診断されたときや、日帰りの入院・手術まで手厚く保障。

がん保障プラス 月々の掛金 **1,400円**

新規加入年齢／満15歳～満44歳の健康な方（最高満60歳の契約満了日まで保障）

保障内容	がん(悪性新生物)と生後はじめて診断されたとき (1回限り)	がん(上皮内新生物等)と診断されたとき (2年に1回を限度)	がんで入院したとき (支払日数は1日目から無制限、 日帰り入院も保障)	がんで手術したとき 日帰り手術も保障 (全労済所定の手術)	死亡・重度の障がいが残ったとき 1級・2級と、3級の一部
共済金額	100万円	10万円	(日額) 5,000円	1回につき 25万円	10万円

- がんで入院した場合、日帰り入院から保障(支払日数無制限)。
- がんと診断された場合、診断共済金をお支払い。
- 単独での加入はできません。基本タイプと組み合わせての加入となります。

終身医療タイプ

病気にもけがにも入院と手術の一生保障。

終身医療5000

※「終身医療3000」(基本タイプとセットでの加入となります)もあります。「終身医療5000」と「終身医療3000」の組み合わせ加入はできません。

新規加入年齢／満15歳～満64歳の健康な方(終身保障)

保障内容	入院したとき 1日目から最高180日、通算で1,000日分	手術をしたとき (全労済所定の手術)
	交通事故・不慮の事故・病気等	交通事故・不慮の事故・病気等
共済金額	(日額) 5,000円	1回につき 50,000円

〈月払掛金例〉 (単位:円)

加入年齢(満)	男	性	女	性
15歳	1,610		1,630	
20歳	1,800		1,850	
25歳	2,020		2,070	
30歳	2,270		2,290	
35歳	2,580		2,570	
40歳	2,960		2,950	
45歳	3,420		3,440	
50歳	4,000		4,020	
55歳	4,700		4,730	
60歳	5,570		5,650	
64歳	6,410		6,590	

- 日帰り入院から保障。
- 入院1回あたり最高180日、通算1,000日まで保障。
- 入院と手術のシンプル保障で手頃な掛金。保障は一生。
- 掛金は加入時の年齢・性別で決まり、更新による掛金アップはありません。
- 不慮の事故で所定の身体障がいになったときは、掛金の払い込みは免除します。保障はそのまま一生続きます。

長生きあんしんプラン

※掛金は加入時の年齢・性別で決まります。

一生続く医療の総合保障。

終身医療総合5000

■ 新規加入年齢
満55歳～満75歳の健康な方

55歳からの総合医療保障。

定期医療総合5000

■ 新規加入年齢
満55歳～満70歳の健康な方
(最高満80歳の契約満了日まで保障)

55歳からの生命保障。

定期生命300

■ 新規加入年齢
満55歳～満70歳の健康な方
(最高満80歳の契約満了日まで保障)

一生続く介護の保障。

終身介護サポート

■ 新規加入年齢
満55歳～満75歳の健康な方

ここに記載されている内容は、共済商品の概要を説明したものです。ご契約の際は「ご契約のてびき(契約概要・注意喚起情報)」を必ずご覧ください。

「医療」と「介護」の安心をサポート

新 総合医療共済

終身生命共済・個人長期生命共済

新総合医療共済は、医療と介護の保障からなり、それぞれ終身型と定期型のプランで構成されているため、一人一人の目的に合わせて選ぶことができます。



特長

- 医療と介護のそれぞれに終身型と定期型（5年・10年）があります。

〈終身医療プラン・定期医療プランの主な特長〉

- 最高満80歳まで保障の『定期医療プラン』と一生保障の『終身医療プラン』があり、ご契約者のニーズに合わせてお選びいただけます。
- 入院日額は3,000円～10,000円まで1,000円単位でお選びいただけます（年齢・職業等によって異なる場合があります）。※
- 『終身医療プラン』は、〈ベーシックタイプ〉に加え、〈総合タイプ〉、〈三大疾病プラスタイプ〉、〈女性疾病プラスタイプ〉の4タイプをラインアップ。
- 『終身医療プラン』、『定期医療プラン』とも1回の入院で最高180日保障、通算して1,000日まで保障します。
- 『終身医療プラン』は加入時の掛金が更新によりアップすることはありません。
- 〈プラスタイプ〉は、がんによる入院の場合、支払日数が無制限（三大疾病医療特約・女性疾病医療特約部分、共に満80歳まで保障）。

〈終身介護プラン・定期介護プランの主な特長〉

- 介護保障に絞った『終身介護プラン』と、医療保障とセットになった『定期介護プラン』があります。
- 『定期介護プラン』では、〈総合タイプ〉、〈三大疾病プラスタイプ〉、〈女性疾病プラスタイプ〉の3タイプをラインアップ。
- 『終身介護プラン』では介護共済金の受取期間を終身か10年のいずれか選択でき、『定期介護プラン』では受取期間10年を限度としています。
- 『終身介護プラン』は加入時の掛金が更新によりアップすることはありません。

※終身医療プラン〈ベーシックタイプ〉の入院日額は、5,000円または3,000円のいずれかとなります。

終身医療プラン

〈ベーシックタイプ〉 満15歳～満75歳の健康な方が加入できます。

保障内容	入院日額 3,000円型	入院日額 5,000円型
病気やけがで入院したとき〈入院共済金〉	日額 3,000円	日額 5,000円
病気やけがで手術を受けたとき〈手術共済金〉 ※全労済所定の手術	1回につき 30,000円	1回につき 50,000円

- 日帰り入院から保障します。
- 発効日以降に発病した病気または不慮の事故によるときにお支払いします。
- 解約返戻金をなくして掛金を安くする仕組み（低解約返戻金特則）となっています。
- 不慮の事故により所定の障がいが残ったときは、以後の掛金はいただきません（保障はそのまま生涯継続）。

*日帰り入院とは、病気やけがの治療のために入院し、その日のうちに退院した場合をいいます。お支払いの対象となる日帰り入院は入院料の支払いの有無などを参考にして判断します。
(注)こくみん共済終身医療5000・3000と重複して加入することはできません。

〈総合タイプ〉 満15歳～満75歳の健康な方が加入できます。

- 入院・手術から通院や死亡まで、幅広い保障で一生継続く安心を。

保障内容	入院日額 3,000円型	入院日額 5,000円型
病気やけがで入院したとき〈入院共済金〉	日額 3,000円	日額 5,000円
入院前に通院したとき〈入院前通院共済金〉	日額 900円	日額 1,500円
退院後に通院したとき〈退院後通院共済金〉	日額 900円	日額 1,500円
病気やけがで手術を受けたとき〈手術共済金〉 ※全労済所定の手術	1回につき 3・6・12万円	1回につき 5・10・20万円
長期入院したとき〈長期入院見舞金〉	18万円	30万円
先進医療を受けたとき〈先進医療費用共済金〉	最高 60万円	最高 100万円
死亡したとき〈死亡共済金〉	10万円	10万円

- 日帰り入院から保障します。
- 発効日以降に発病した病気または不慮の事故によるときにお支払いします。
- 解約返戻金を少なくして掛金を安くする仕組み（低解約返戻金特則）となっています。

■不慮の事故により所定の障がいが残ったときは、以後の掛金はいただきません（保障はそのまま生涯継続）。

*日帰り入院とは、病気やけがの治療のために入院し、その日のうちに退院した場合をいいます。お支払いの対象となる日帰り入院は入院料の支払いの有無などを参考にして判断します。

〈三大疾病プラスタイプ〉 総合タイプ + 三大疾病医療特約 満15歳～満65歳の健康な方が加入できます(三大疾病医療特約は満80歳まで保障)。

●三大疾病で入院、手術をしたときは、総合タイプ+三大疾病医療特約の共済金を合わせてお支払いします。

※お支払いの対象となる三大疾病とは、全労済所定のがん(悪性新生物・上皮内新生物等)、急性心筋梗塞、脳卒中をいいます。

保障内容		入院日額 3,000円型	入院日額 5,000円型
総合タイプ		入院日額 3,000円型 と同じ保障	入院日額 5,000円型 と同じ保障
三大疾病医療特約	三大疾病で入院したとき〈三大疾病入院共済金〉	日額 3,000円	日額 5,000円
	三大疾病で手術を受けたとき〈三大疾病手術共済金〉 ※全労済所定の手術	1回につき 3・6・12万円	1回につき 5・10・20万円
	三大疾病とはじめて診断されたとき〈診断共済金〉	30万円	50万円
	がん(上皮内新生物等)と診断されたとき〈上皮内新生物等診断共済金〉	30,000円	50,000円
	三大疾病で入院後、退院したとき〈三大疾病退院共済金〉	30,000円	50,000円
	がん(悪性新生物)の末期に在宅療養したとき〈在宅ホスピスケア共済金〉	最高 54万円	最高 90万円

■三大疾病医療特約のみでの加入はできません。総合タイプと合わせてのご加入となります。

■三大疾病医療特約の入院日額は総合タイプの入院日額と同額を保障します。

■解約返戻金を少なくして掛金を安くする仕組み(低解約返戻金特約)となっています。

■発効日以後に発病した病気または不慮の事故によるときにお支払いします。

■不慮の事故により所定の障がいが残ったときは、以後の掛金はいただきません(保障はそのまま継続)。

〈女性疾病プラスタイプ〉 総合タイプ + 女性疾病医療特約 満15歳～満65歳の健康な方が加入できます(女性疾病医療特約は満80歳まで保障)。

●女性特有の病気やがんで入院したときは、総合タイプ+女性疾病医療特約の共済金を合わせてお支払いします。

※お支払いの対象となる女性特有の疾病とは、全労済所定の女性疾病(子宮筋腫、卵巣のう腫、乳腺症、甲状腺炎等)をいいます。

保障内容		入院日額 3,000円型	入院日額 5,000円型
総合タイプ		入院日額 3,000円型 と同じ保障	入院日額 5,000円型 と同じ保障
女性疾病医療特約	女性特有の病気で入院したとき〈女性疾病入院共済金〉	日額 1,500円	日額 2,500円
	がん(悪性新生物)で入院したとき〈女性がん入院共済金〉	日額 1,500円	日額 2,500円
	がんとはじめて診断されたとき〈女性悪性新生物診断共済金〉	30万円	50万円
	がん(上皮内新生物等)と診断されたとき〈女性上皮内新生物等診断共済金〉	30,000円	50,000円
	女性特有の病気・がんで入院後、退院したとき〈女性疾病退院共済金〉	15,000円	25,000円
	がん(悪性新生物)の末期に在宅療養したとき〈女性在宅ホスピスケア共済金〉	最高 27万円	最高 45万円

■ご加入は女性の方に限ります。女性疾病医療特約のみでの加入はできません。総合タイプと合わせてのご加入となります。

■発効日以後に発病した病気または不慮の事故によるときにお支払いします。

■女性疾病医療特約の入院日額は総合タイプの入院日額の5割を保障します。

■解約返戻金を少なくして掛金を安くする仕組み(低解約返戻金特約)となっています。

■不慮の事故により所定の障がいが残ったときは、以後の掛金はいただきません(保障はそのまま継続)。

※年齢や家族構成に合わせて定期的に見直しのできる定期型(5年・10年)の **定期医療プラン** **〈総合タイプ〉** **〈三大疾病プラスタイプ〉** **〈女性疾病プラスタイプ〉** もあります(満期金をつけることができます)。

終身介護プラン

満15歳～満75歳の健康な方が加入できます(介護月額45,000円型は満70歳までの加入)。

●保障は一生涯で、更新による掛金のアップはありません。 ●軽度の要介護状態に一時金をお支払いします。

●重度障がいとなった場合には、生活支援共済金を受け取れます(満60歳までに加入された方で終身払いの場合)。

保障内容	介護月額 30,000円型	介護月額 45,000円型
介護初期費用〈介護初期費用共済金〉	1回限り 60,000円	1回限り 90,000円
軽度介護一時金〈軽度介護一時金〉	1回限り 30万円	1回限り 45万円
寝たきり6ヵ月以上または認知症3ヵ月以上の場合〈介護共済金〉	月額 30,000円	月額 45,000円
重度の障がいが残ったとき〈生活支援共済金〉	生存を条件に満65歳まで、または5年間のうち、いずれか長い期間 年額 36万円	生存を条件に満65歳まで、または5年間のうち、いずれか長い期間 年額 54万円
死亡したとき〈死亡共済金〉	10万円	10万円

■発効日以後に発病した病気または不慮の事故によるときにお支払いします。

■要介護認定日が発効日から3年以内であるときは、軽度介護一時金および介護共済金のお支払額を60%削減し、40%のお支払いとします。

■解約返戻金を少なくして掛金を安くする仕組み(低解約返戻金特約)となっています。

■要介護状態となり介護共済金が支払われるときまたは重度の障がいが残ったとき、不慮の事故により所定の障がいが残ったときは以後の掛金はいただきません(保障はそのまま継続(生活支援共済金を除く))。

定期介護プラン

《総合タイプ》 満15歳～満70歳の健康な方が加入できます（最高満80歳の契約満了日まで保障）。

- 寝たきりや認知症で要介護状態になったときの生活をサポート。 ●介護の初期費用に介護月額の特額をお支払いします。
- 要介護状態で入院した場合、介護共済金・入院共済金の両方をお支払いします。

保障内容	介護月額 30,000円型 入院日額 3,000円型	介護月額 45,000円型 入院日額 3,000円型
介護初期費用〈介護初期費用共済金〉	1回限り 60,000円	1回限り 90,000円
寝たきり6ヵ月以上または認知症3ヵ月以上の場合〈介護共済金〉	月額 30,000円	月額 45,000円
病気やけがで入院したとき〈入院共済金〉 (5日以上入院で1日目から最高180日、通算1,000日分)	日額 3,000円	
入院前に通院したとき〈入院前通院共済金〉	日額 900円	
退院後に通院したとき〈退院後通院共済金〉	日額 900円	
病気やけがで手術を受けたとき〈手術共済金〉 ※全労済所定の手術	1回につき 3・6・12万円	
長期入院したとき〈長期入院見舞金〉	18万円	
先進医療を受けたとき〈先進医療費用共済金〉	最高 60万円	
死亡・重度の障がいが残ったとき〈死亡・重度障害共済金〉	50万円	

さらに **プラス** できます

満期金をつけることができます。ライフプランに合わせて10万円単位で選べます。**10万円～50万円**

- 要介護認定日が発効日から3年以内であるときは、介護共済金のお支払額を60%削減し、40%のお支払いとします。
- 発効日以後に発病した病気または不慮の事故によるときにお支払いします。 ★満55歳以上の方は契約期間を満80歳までとする長期契約をおすすめしています。

※充実保障の《三大疾病プラスタイプ》《女性疾病プラスタイプ》もあります。

ここに記載されている内容は、共済商品の概要を説明したものです。ご契約の際は「ご契約のてびき（契約概要・注意喚起情報）」を必ずご覧ください。

健康に不安のある方をサポート

いきいき応援

個人長期生命共済 引受緩和型更新プラン

持病・既往症がある方や、通院・服薬中の方のための保障。

健康に不安があるからこそ、最高満80歳まで、しっかりサポートします。



特長

- これまで健康上の理由で共済加入をあきらめていた方や、通院治療中の方であっても、加入引受基準を緩和した簡単な告知でお申し込みいただけます。健康診断書の提出は必要ありません。
- ご加入前にかかっていた病気が悪化した場合でも「入院」「手術」を保障します。
(発効日前に医師からすすめられていた入院や手術については共済金をお支払いしません)。
- 入院は5日以上連続して入院したとき1日目から1回の入院で最高180日、通算1,000日まで、日帰り手術も保障します。
- 入院日額は3,000円または5,000円のいずれか、死亡共済金は4つのコース（最高300万円）からお選びいただけます。

新規加入年齢／満40歳～満70歳の方（最高満80歳の契約満了日まで保障）

保障内容	入院日額 3,000円型	入院日額 5,000円型
入院したとき〈入院共済金〉	2年目以降 日額 3,000円 (1年目：日額1,500円)※	2年目以降 日額 5,000円 (1年目：日額2,500円)※
手術を受けたとき〈手術共済金〉 ※全労済所定の手術	2年目以降 1回につき 30,000円 (1年目：1回につき15,000円)※	2年目以降 1回につき 50,000円 (1年目：1回につき25,000円)※
死亡したとき〈死亡共済金〉	2年目以降 50万円、100万円、200万円、300万円 の4タイプから選択 (1年目はそれぞれ半額となり25万円、50万円、100万円、150万円)※	

さらに **プラス** できます

満期金をつけることができます。ライフプランに合わせて10万円単位で選べます。**10万円～300万円**

※満期金は、選択された死亡共済金の同額以下となります。

※この共済は健康状態に不安を抱えている方などを対象とした共済のため、全労済の他のタイプに比べて掛金が割増しされています。

※保障を開始した日からその日を含めて1年以内に支払事由に該当した場合は、支払われる共済金が半額となります。

ここに記載されている内容は、共済商品の概要を説明したものです。ご契約の際は「ご契約のてびき（契約概要・注意喚起情報）」を必ずご覧ください。

万が一にしっかり備える遺族保障

新 せいめい共済

終身生命共済・個人長期生命共済

新せいめい共済は、病気や思わぬ事故など万が一の際に、ご家族の生活を守る遺族保障制度です。手頃な掛金で一生の安心をお届けする終身生命プランとライフステージごとに見直しが可能で満期金をつけることもできる定期生命プランが選択可能。さらにリビングニーズ特則で安心です。



特長

- 不慮の事故等による死亡の場合は、倍額を保障します。
- リビングニーズ特則が利用できます。
- 〈終身生命プランの特長〉
- 一生涯保障が続きます。
- 掛金の払い込みは一定期間で満了します(更新による掛金のアップはありません)。
- 老後の生活設計に役立つ「いきいきボーナス」をつけることができます。
- セット専用の医療保障プランをつけることができます。

〈定期生命プランの特長〉

- 病気等による死亡の場合、最高3,000万円まで選べます。
- 最高500万円までの満期金をつけることができます(病気等死亡共済金と同額以下)。
- ライフプランに合わせて定期的な見直しができます。

リビングニーズ特則とは…

余命6カ月以内と診断されたとき、「病気等死亡共済金」に替えて、「リビングニーズ共済金」を請求できます。大切な日々を有意義に過ごすための大きな支えです。

終身生命プラン

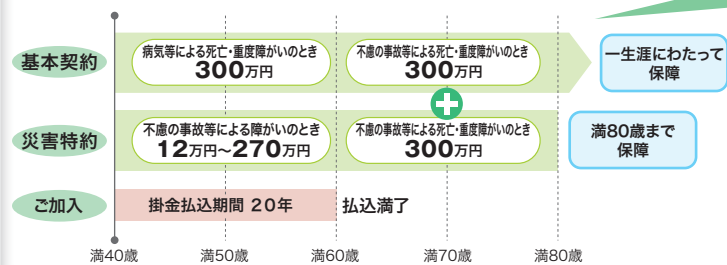
〈総合タイプ〉満0歳～満65歳の健康な方が加入できます。

- 病気や思わぬ事故など万が一の際に、ご家族の生活を守る遺族保障。一生涯の安心をお届けします。

保障内容		病気等死亡共済金300万円型 (基本契約300万円+災害特約300万円)	病気等死亡共済金500万円型 (基本契約500万円+災害特約500万円)	基本契約▶一生涯の保障
死亡・ 重度障がい	病気等	300万円	500万円	基本契約▶災害死亡特約・災害特約▶一生涯の保障(災害特約・災害死亡特約は満80歳まで保障)
	不慮の事故等	600万円	1,000万円	
障がい		不慮の事故等 12万円～270万円	20万円～450万円	災害特約▶満80歳まで保障 障がいの程度に応じて(災害特約の加入額の4%～90%まで)

ご加入モデル (満40歳)

病気等死亡共済金300万円型(基本契約300万円+災害特約300万円)
掛金払込期間20年(払込満了年齢満60歳)の場合



● 掛金の払い込みは一定期間で満了しますが、保障はそのまま続き、「基本契約」は一生涯、「災害特約」は満80歳まで保障します。

共済金のお支払いについて(病気等死亡共済金300万円型)

- 満80歳まで
 - 病気等による死亡・重度障がいのとき300万円
 - 不慮の事故等による死亡・重度障がいのとき600万円
 - 不慮の事故等による障がいのとき12万円～270万円
 - 満80歳から
 - 病気等による死亡・重度障がいのとき300万円
 - 不慮の事故による死亡・重度障がいのとき300万円
- 「基本契約」に「災害特約」と「災害死亡特約」をセットした加入をおすすめしています(災害特約の加入金額は500万円までです。500万円を超える部分は災害死亡特約が付帯されます)。
- 「基本契約」は不慮の事故等や病気等による死亡と重度障がいの保障です。「災害特約」は不慮の事故等による死亡と重度障がい、重度障がいにいたらない障がいの保障です。「災害死亡特約」とは不慮の事故等による死亡と重度障がいの保障です。
- 不慮の事故により所定の障がいが残ったときは、以後の掛金はいただきません(基本契約の保障はそのまま継続)。
- 発効日以後に発病した病気または不慮の事故等によるときにお支払いします。
- 病気等死亡共済金は100万円単位で200万円～2,000万円まであります(年齢・職業・身体の状態によっては異なる場合があります)。

定期生命プラン

〈総合タイプ〉満0歳～満70歳の健康な方が加入できます(最高満80歳の契約満了日まで保障)。

- 万一のときに残されたご家族を守る遺族保障。ライフステージごとに見直すことができます。

保障内容		病気等死亡共済金500万円型 (基本契約500万円+災害特約500万円)	病気等死亡共済金1,000万円型 (基本契約1,000万円+災害特約1,000万円)	病気等死亡共済金3,000万円型 基本契約3,000万円+災害特約1,500万円 +災害死亡特約1,500万円
死亡・ 重度障がい	病気等	500万円	1,000万円	3,000万円
	不慮の事故等	1,000万円	2,000万円	6,000万円
障がい		不慮の事故等 20万円～450万円	40万円～900万円	60万円～1,350万円

さらに **プラス** できます

満期金をつけることができます。ライフプランに合わせて10万円単位で選べます。10万円～500万円

(注) 病気等死亡共済金と同額以下になります。

- 「基本契約」に「災害特約」と「災害死亡特約」をセットした加入をおすすめしています(災害特約の加入金額は1,500万円までです。1,500万円を超える部分は災害死亡特約が付帯されます)。
- 「基本契約」は不慮の事故等や病気等による死亡と重度障がいの保障です。「災害特約」は不慮の事故等による死亡と重度障がい、重度障がいにいたらない障がいの保障です。

- 「災害死亡特約」とは不慮の事故等による死亡と重度障がいの保障です。
- 発効日以後に発病した病気または不慮の事故等によるときにお支払いします。
- 病気等死亡共済金は100万円単位で100万円～3,000万円まであります(年齢・職業・身体の状態によっては異なる場合があります)。
- ★ 満55歳以上の方は契約期間を満80歳までとする長期契約をおすすめしています。

ここに記載されている内容は、共済商品の概要を説明したものです。ご契約の際は「ご契約のてびき(契約概要・注意喚起情報)」を必ずご覧ください。

ゆとりある老後のために

ねんきん共済

個人年金共済

公的年金の一定期間の備えとして年金を受け取ることができる「確定年金」。また、万一に備えた家族年金や重度障害年金など、掛金払込期間中の保障も充実。契約年金額は、最高90万円(7.5口)。



特長

- 一定期間確実に年金が受け取れます(確定年金)。
- 加入できる年齢は掛金の払込方法、年金の種類、確定年金の支払期間などによって異なります。
- 掛金払込期間中に死亡されたとき、基本型では死亡一時金、家重型では家族年金をお受け取りになれます。
- 重度障がい状態になられたとき、重度障害年金をお受け取りになれます(家重型)。
- 暮らしの変化に合わせた自由な設計ができます。
- 公的年金の一定期間の備えとして活用できます(確定年金)。
- 個人年金保険料控除の対象になります(税制適格タイプ)。

確定年金(15年)プラン(家重型※・定額型) 満15歳～満60歳の健康な方が加入できます。

※家重型とは、家族年金と重度障害年金が付帯された型。

家族年金

年金開始日の前日までに死亡されたときは、契約年金の2倍の額を10年間、遺されたご家族の方がお受け取りになれます。

重度障害年金

年金開始日の前日までに、全労済の定める重度障がいの状態になられたとき、以後の掛金の払込みは免除され、契約年金と同額の年金を年金開始日の前日または死亡日もしくは重度障がい状態でなくなったときまでお受け取りになれます。

家族年金

重度障害年金

15年間 **確定** に受け取れる安心です。

積立金

確定年金 契約年金 $24\text{万円}(2\text{口}) \times 15\text{年} = \mathbf{360\text{万円}}$
(契約年金受取累計額)

30歳加入

60歳

65歳

70歳

74歳

掛金払込期間

年金受取期間(15年)

年金開始

掛金の払込免除

掛金払込期間中に加入者が不慮の事故により重度障がいまたは所定の身体障がいの状態になられたとき、または傷害・病気により重度障がいになられたとき、以後の掛金の払込みは免除されます。

確定年金

年金の受取期間にわたり、確実に年金がお受け取りになれます。年金受取期間中に死亡されたときは、その残りの期間分の年金は遺族確定年金としてご家族の方がお受け取りになれます。

ここに記載されている内容は、共済商品の概要を説明したものです。ご契約の際は「ご契約のてびき(契約概要・注意喚起情報)」を必ずご覧ください。

(2) 団体向け共済

働く人の“たすけあう”ちからを、大きな安心に

団体生命共済

団体定期生命共済

団体生命共済は、団体としてまとまって加入する、死亡、障がい、入院などの万一に備えるための、団体の構成員が相互にたすけあう共済制度です。「たすけあい」の共済だからこそ低廉な掛金で大きな保障を得られるのが魅力です。

特長

- 同じ団体に所属している構成員なら、年齢や性別にかかわらず掛金は同じです（団体の口数平均年齢で掛金が決まります）。
（注）年齢と性別ごとに掛金異なる年齢群別掛金のしくみもあります。
- 団体および構成員のニーズに合わせて保障内容や保障額を設計いただけます。
- 団体の構成員と一緒に配偶者とお子さまもご加入いただけ、家族ぐるみで、大きな安心が得られます。
- 基本契約では死亡保障最高5,000万円。傷害特約を付帯することにより、事故死亡は最高8,000万円の大型保障になります。

退職後の保障のために

団体生命移行共済

個人定期生命共済・熟年定期生命共済

団体生命移行共済は、在職中に団体生命共済に加入していた契約者・配偶者の方のための退職後の保障制度です。

特長

- 「団体生命共済」に2年以上継続し、かつ基本契約に20口以上ご加入の満55歳～満64歳の契約者とその配偶者の方が加入できます。
- 契約は1年ごとの自動更新、最高満80歳まで保障が続きます（満70歳で保障内容、掛金が変わります）。

退職後も確かな安心を

新離退職者団体生命共済

団体定期生命共済

在職中に団体生命共済に加入していた契約者と配偶者のための退職後の保障制度です。満55歳～満65歳の契約者とその配偶者が加入いただけ、最高満80歳まで更新いただけます。基本型、災入型（基本型に災害入院特約を付帯）、総合型（基本型に災害入院特約と病気入院特約を付帯）の3つの型があります。

特長

- 掛金は、満70歳まで変わりません。
- 契約は1年ごとの自動更新です。
（注）満71歳の更新日に保障内容・掛金が変わります。
- 共済期間 1年（4月1日から翌年3月31日まで。発効日が4月1日でない契約は、発効日からその直後に到来する3月31日までの期間）
- 死亡・重度障がい（基本契約）は、最高500万円まで、入院（災害入院特約・病気入院特約）は、1日あたり最高5,000円まで保障します。

在職中に積み立てて、ゆとりあるセカンドライフを！

新団体年金共済

新団体年金共済

新団体年金共済は団体でまとまって加入し、無理のない積み立てで将来必要な資金づくりができます。

特長

- 積み立て方法が自由で、月払いをベースに半年払い、年払いの併用もできるなど、ライフサイクルにあわせて掛金額の増減、随時払いが活用できます。
- さまざまなニーズに応えるため、積み立てた掛金を年金で受け取るプランと、受け取り時に医療保障、介護保障、生命保障、年金での受け取りの中から保障を選択（年金コース以外の加入にあたっては健康状態についての告知、加入審査があります）できるプランがあります。

思いやりをカタチにします

慶弔共済

総合（慶弔）共済

労働組合などの団体の構成員全員で加入していただき、加入者やご家族の慶弔の際に、共済金をお支払いする制度です。

特長

- 慶弔時の見舞金や祝金をお支払いします。加入者の立場で考えた共済制度です。
- いろいろな型をご用意。団体ニーズに合わせてお選びいただけます。
- 掛金は型により一人月額6円から143円まで（1口）。型ごとに10口まで加入できます。

ここに記載されている内容は、共済商品の概要を説明したものです。ご契約の際は「ご契約のてびき（契約概要・注意喚起情報）」を必ずご覧ください。

2. 住まいの保障

「全労済の住まいの共済」は新火災共済と新自然災害共済があります。また、エコ住宅にお住まいの方には、エコ住宅専用のプランがあります。

全労済の住まいの共済

火災から風水害までワイドな保障

新火災共済

風水害等給付金付火災共済

火災はもちろん、落雷や他人の住居からの水ぬれや風水害まで、幅広く保障します。手頃な掛金でワイドな保障の新火災共済は、住まいと暮らしの「もしも」を支える安心のパートナー。

住宅はもちろん、家財だけでも加入できます。



特長

- 最高保障額は、住宅4,000万円、家財2,000万円。住宅・家財合わせて6,000万円の大型保障。
- 70%以上の焼破損は全焼損扱いとする加入者本位の保障内容です。
- 火災などのときは、再取得価額（被害にあったものと同程度のもの）を取得するために必要な額として全労済が定めた額を基準に保障します。
- 風水害リスクの低いマンションには、風水害保障を不担保に

して掛金をお手頃にしたマンション構造専用プラン（風水害保障なしタイプ）があります。

- 建物の柱の材質（木質など、鉄骨造、コンクリート造）、所在地などにより加入基準が設定されています。
- 住宅+家財、住宅のみ、家財のみの3つのパターンで加入できます。
- 一口あたりの掛金は全国一律です。

火災等共済金



被害の程度	1口あたりの共済金	支払額	臨時費用共済金
全焼損 (住宅の70%以上の焼破損)	10万円	契約共済金額の全額	お支払いする共済金の15% (200万円が限度)
半焼損・一部焼損 (住宅の70%未満の焼破損)	—	契約共済金額を限度とした再取得価額	

風水害等共済金



被害の程度	損害の程度	1口あたりの共済金	支払限度額	臨時費用共済金
全壊・流失	住宅の損壊率 70%以上	30,000円	300万円	お支払いする共済金の15%
半壊	20~70%未満	15,000円	150万円	
一部壊	損壊率 10万円超	500~4,000円	40万円	
床上浸水	全床面の50%以上	3,000~15,000円	150万円	
	全床面の50%未満	1,000~3,000円	30万円	

(住宅・家財いずれかみの契約の場合、支払限度額は上記の表の半額になります。)

その他にも保障される内容

※マンション構造専用(風水害保障なしタイプ)について…★がついている共済金は、風水害等による損害の場合は対象外となります。

持ち出し家財共済金(家財契約がある場合のみ対象)

対象となる事故	支払限度額(下記のいずれか少ない額)
持ち出した家財が日本国内の他の建物内で火災等により損害を受けたとき。	100万円 または、家財の契約共済金額の20%

※持ち出し家財…家財のうち、共済契約関係者により家財を収容する住宅内から一時的に持ち出された家財

失火見舞費用共済金

対象となる事故	支払限度額(下記のいずれか少ない額)
第三者の所有するものに、火災等により臭気付着以外の損害を生じさせ、見舞金を自己の費用で支払ったとき。	100万円 または、契約共済金額の20% (1世帯40万円を限度)

修理費用共済金★(マンション構造のみ対象)

対象となる事故	支払限度額(下記のいずれか少ない額)
借家人が居住する住宅に火災等・風水害等により損害が生じ、賃貸借契約にもとづき、自己の費用で修理をしたとき。	100万円 または、契約共済金額の20%

漏水見舞費用共済金(マンション構造のみ対象)

対象となる事故	支払限度額(下記のいずれか少ない額)
第三者の所有するものに水ぬれ損害を生じさせ、見舞金を自己の費用で支払ったとき。	50万円 または、契約共済金額の20% (1世帯15万円を限度)

風呂の空だき見舞金

対象となる事故	支払額
風呂釜および浴槽に火災に至らない空だきにより損害が生じたとき。	風呂釜と浴槽がともに使用不能となったとき 5万円 風呂釜のみが使用不能となったとき 2万円

住宅災害死亡共済金★

対象となる事故	支払限度額
火災等共済金または風水害等共済金が支払われ、契約者本人または契約者と生計を一にする親族がその事故を直接の原因として、事故の日から180日以内に死亡したとき。	1人 300万円 (1人につき1口あたり5,000円)

バルコニー等修繕費用共済金 (住宅契約があり、かつ、マンション構造のみ対象)

対象となる事故	支払限度額(下記のいずれか少ない額)
バルコニーや窓ガラスなどの専用使用権付共用部分に火災等による損害が生じ、自己の費用で修繕したとき。	30万円 または、住宅の契約共済金額

※専用使用権付共用部分…共同住宅の居住者で構成される管理組合の規約において、専用使用権を承認された共用部分のこと (例) バルコニー、窓ガラス、窓枠、玄関扉など
※家財のみの契約の場合は、対象外となります。

付属建物等風水害共済金★ (住宅契約に20口以上加入している場合のみ対象)

被害内容	支払額
風水害等により付属建物や付属工作物に10万円を超える損害が生じたとき。	2万円 (1世帯あたり)

※付属建物・付属工作物とは、物置、車庫、納屋、門、塀、垣、カーポートなどのことをいいます。

水道管凍結修理費用共済金 (住宅契約に20口以上加入している場合のみ対象)

対象となる事故	支払限度額
水道管の凍結により、当該機器に損壊が生じ、自己の費用で修理したとき(パッキングのみの損壊除く)。	10万円

※凍結損害に伴い水ぬれ損害が同時に発生した場合は、水ぬれ損害として扱い、火災等共済金としてお支払いします。

掛金

月払掛金 (1口あたり)	建物構造区分	月払掛金(住宅・家財とも)
	木造構造	6円
	鉄骨・耐火構造	3.5円
	マンション構造 (風水害保障なし)	3円 (2.5円)

特約をプラスしてさらなる安心を。

賃貸住宅にお住まいの方へプラスの安心!

借家人賠償責任特約

損害賠償共済金

■新火災共済に30口以上加入している場合にセットできます。

おすすめポイント

賃貸住宅には原状回復義務があります。借りている部屋の壁やレンジフードを焼損してしまったときなど、家主への賠償責任が生じる場合に備える保障です。

支払事由	支払限度額
居住する借用住宅が火災、破裂または爆発、漏水等により破損し、貸主に対して法律上の賠償責任を負った場合	4,000万円 (400口加入の場合)

さらにこちらも

賠償費用共済金

損害賠償共済金とは別に、損害賠償するにあたって要した費用に対し、契約共済金額を限度にお支払いします。

■損害賠償するにあたって要した費用

- ①損害の防止または軽減のために要した費用のうち、全労済が必要または有益であったと認める費用など
- ②訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解または調停に要した費用
- ③示談交渉に要した費用

※漏水等とは、給排水設備または洗濯機・浴槽等設備の事故に伴う漏水、放水またはいっ水による水ぬれをいいます。
※借用住宅とは、借用建物のうち共済の目的である家財を収容する戸室(一戸建てを含みます)をいい、併用住宅においては、もっぱら居住する部分をいいます。階下や隣室などへの賠償は含まれません。

近隣への延焼による損害に対応!

類焼損害保障特約

類焼損害共済金

■新火災共済に30口以上加入している場合にセットできます。

おすすめポイント

重過失の場合を除き、他人宅への類焼は損害賠償責任が生じませんが、ご近所との関係を円滑にするためにも万一の失火に備えましょう。

支払事由	支払限度額
住宅から発生した火災、破裂または爆発により、近隣の住宅およびそこに収容される家財に生じた損害	1億円

万一の盗難にも安心の備え!

盗難保障特約

盗難共済金

■新火災共済のみの加入で家財に30口以上加入している場合にセットできます。

おすすめポイント

侵入窃盗は、家財を盗み取られるとともに、汚されたり、壊されたりすることがあります。この特約は、盗難に伴うこれらの家財の被害を保障し、万一の際にお役に立ちます。

支払事由	支払限度額
盗難による盗取・汚損・損傷が生じ、所轄警察署に被害の届け出をした場合	300万円

※新火災共済の住宅契約のみに加入、または、新自然災害共済に加入している場合は加入することはできません。

被害内容	支払限度額
盗取、汚損、損傷	300万円
通貨(1万円以上)	20万円
預貯金証書	200万円
持ち出し家財	60万円

※左記4つの被害内容の共済金額は合計して300万円が限度になります。また、家財における被害が対象となります。

※預貯金証書の損害は、次の事実があったときに限ります。

・盗難を知った後、直ちに預貯金先に被害の届け出をしたこと。

・預貯金が引き出されていたこと。

※持ち出し家財の盗難とは、持ち出し家財が日本国内の他の建物内で、盗難にあつたことをいいます。

賠償責任が生じる「もしも」の事故に備えて！

個人賠償責任共済

損害賠償共済金

■新火災共済に30口以上加入している場合にセットできます。

おすすめポイント

自転車で衝突して歩行者にけがを負わせるなど、賠償金が高額となる事故も多くなっていますので、万一来に備えましょう。

支払事由	支払限度額
日本国内において、日常生活における偶然な事故により、他人を死傷させたり、他人の物を壊したりしたことで被共済者が法律上の損害賠償責任を負った場合、または、居住する住宅の所有・使用・管理に起因する偶然の事故で被共済者が法律上の損害賠償責任を負った場合	1億円
対人臨時費用	死亡させたととき10万円・10日以上入院をさせたととき2万円・対人事故3,000円

※損害発生時点で、主たる被共済者と同居で、生計を一にする親族は保障の対象となります（同居の親族でも明らかに独立した生活と認められる場合は保障の対象となりません）。
 ※借家人（被共済者）が賃借している不動産について、貸主に対して生じた損害賠償責任は保障の対象となりません。
 ※貸家の所有・使用・管理に起因する貸主（被共済者）の法律上の賠償責任は保障の対象となりません。

エコ住宅にお住まいの方へ



全労済の住まいる共済

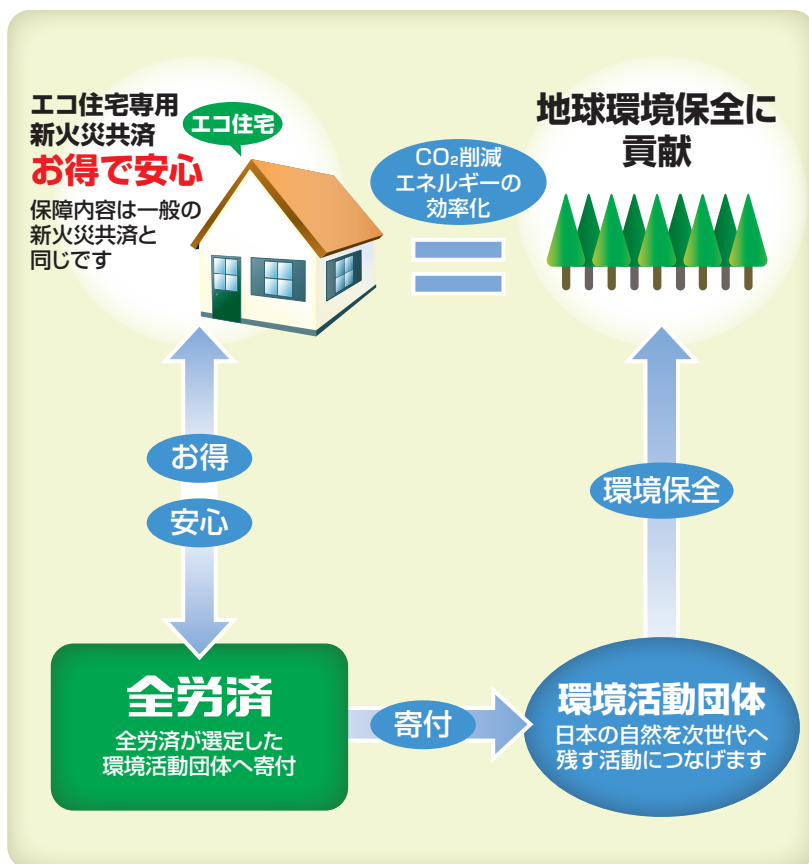
エコ住宅専用

（新）火災共済・（新）自然災害共済

風水害等給付金付火災共済・自然災害共済・個人賠償責任共済

新火災共済の掛金を割引した地球環境にもやさしいプランです（1口あたりの年払掛金を木造構造は2円割引、鉄骨・耐火構造、マンション構造は1円割引）。

※掛金の払込方法は、年払いのみです。



加入できるエコ住宅

（下記のエコ設備のいずれかを設置し使用している住宅）

太陽光発電システム

家庭用燃料電池
（例 エネファーム）

オール電化住宅の電気設備

（給湯・厨房・空調設備等の家庭内の熱源をすべて電気でまかなう住宅です。電気料金の割引適用等で確認することができます。）

自然冷媒ヒートポンプ式電気給湯器
（例 エコキュート）

家庭用ガスコージェネレーションシステム
（例 エコウィル）

潜熱回収型給湯器
（例 エコジョーズ）

高効率石油給湯器
（例 エコフィール）

※加入申し込みの際には、全労済が選定する環境活動団体に寄付する旨についての同意が必要となります。
 ※エコ設備に該当するのかわからない場合は、全労済までお問い合わせください。

加入のお手続きは

申込書の該当するエコ設備を選択する欄にご記入いただき、お申し込みください。

※申込書にエコ設備の選択欄がない場合は、全労済へお問い合わせください。

ここに記載されている内容は、共済商品の概要を説明したものです。ご契約の際は「ご契約のてびき（契約概要・注意喚起情報）」を必ずご覧ください。

全労済の住まいる共済

地震・風水害にワイドな保障

新自然災害共済

自然災害共済

地震・風水害に加えて盗難事故も手厚く保障。新火災共済にプラスすることにより、住まいと家財にかかる損害をトータルに保障します。保障が充実の**大型タイプ**と掛金を抑えた**標準タイプ**よりお選びいただけます。



特長

- 風水害から地震、盗難、傷害まで、保障の範囲は幅広く、きめ細かく。
- 新自然災害共済は、新火災共済に付帯する保障プラン。新火災共済に同口数を付帯しての契約となります。大型タイプ・標準タイプのいずれかをお選びください。新自然災害共済のみに加入することはできません。
- 風水害の被害で最高保障額は4,200万円。
- 地震、津波、噴火などによる損壊・焼損の被害で最高保障額は1,800万円。

- 風水害リスクの低いマンションには、風水害保障を不担保にして掛金をお手頃にしたマンション構造専用プラン(風水害保障なしタイプ)があります。
- 盗難による住宅および家財の損害を保障。
- 風水害、地震、火災等の住宅損害の際の契約者と契約者の同一生計親族の死亡・身体障がいについて保障。
- 新自然災害共済掛金のうち、地震等損害部分に相当する掛金が地震保険料控除の対象になります。

風水害等共済金



被害の程度	損害の程度	1口あたりの共済金		支払限度額	
		大型タイプ	標準タイプ	大型タイプ	標準タイプ
全壊・流失	住宅の損壊率 70%以上	70,000円	50,000円	4,200万円	3,000万円
半壊	20~70%未満	21,000~49,000円	15,000~35,000円	2,940万円	2,100万円
一部壊	損害額 10万円超	1,400~14,000円	1,000~10,000円	840万円	600万円
床上浸水	全床面の50%以上	7,000~35,000円	5,000~25,000円	2,100万円	1,500万円
	全床面の50%未満	2,100~7,000円	1,500~5,000円	420万円	300万円

(新火災共済から支払われる共済金と合算して、実際の損害額が限度となります。)

地震等共済金



被害の程度	損害の程度	1口あたりの共済金		支払限度額	
		大型タイプ	標準タイプ	大型タイプ	標準タイプ
全壊・全焼	住宅の損壊率 70%以上	30,000円	20,000円	1,800万円	1,200万円
大規模半壊・大規模半焼	50~70%未満	18,000円	12,000円	1,080万円	720万円
半壊・半焼	20~50%未満	15,000円	10,000円	900万円	600万円
一部壊・一部焼	損害額 100万円超	3,000円	2,000円	180万円	120万円

その他にも保障される内容

※マンション構造専用(風水害保障なしタイプ)について…★がついている共済金は、風水害等による損害の場合は対象外となります。

盗難共済金

盗難による盗取・汚損・損傷が生じ、所轄警察署に被害の届け出をしたとき。

被害内容	支払限度額
盗取、汚損、損傷	契約共済金額
通貨(1万円以上)	20万円 または、家財の契約共済金額(いずれか少ない額)
預貯金証書	200万円 または、家財の契約共済金額(いずれか少ない額)
持ち出し家財	100万円 または、家財の契約共済金額の20%(いずれか少ない額)

※汚損、損傷による盗難共済金の額は、「新火災共済」より支払われる場合には、火災等共済金と合わせて損害の額を限度とします。
 ※通貨・預貯金証書・持ち出し家財の損害は、家財契約がある場合のみ対象となります。
 ※預貯金証書の損害は、次の事実があったときに限ります。
 ・盗難を知った後直ちに預貯金先に被害の届け出をしたこと。
 ・預貯金が口座から引き出されていたこと。
 ※持ち出し家財の盗難とは、持ち出し家財が日本国内の他の建物内で、盗難にあうことをいいます。

傷害費用共済金★

対象となる事故	支払限度額
火災等共済金、風水害等共済金、地震等共済金または盗難共済金が支払われ、契約者本人または契約者と生計を一にする親族がその事故を直接の原因として傷害を受け、その日から180日以内に死亡または身体障がいの状態になったとき。	1事故1名につき 600万円 (1口あたり最高10,000円)

※「身体障害等級別支払割合表」に規定する身体障がいの状態になった場合、その障がいの程度に応じてお支払いします。

付属建物等特別共済金★(大型タイプの住宅契約に20口以上加入している場合のみ対象)

風水害等、地震等により付属建物または付属工作物に損害が生じたとき。

被害内容	支払額
風水害等による損害額が10万円を超える場合	1世帯あたり
地震等による損害額が20万円を超える場合	3万円

※付属建物・付属工作物…物置、納屋、車庫、門、塀、垣、カーポートなどのことをいいます。

掛金

月払掛金(1口あたり)	建物構造区分	月払掛金(住宅・家財とも)	
		大型タイプ	標準タイプ
	木造構造	14円	9.5円
	鉄骨・耐火構造	9円	6円
	マンション構造(風水害保障なし)	8円(7円)	5.5円(5円)

地震等特別共済金(加入口数が20口以上の場合のみ対象)

被害内容	支払額
住宅の損害額が20万円を超え100万円以下の場合	大型タイプ 1世帯あたり 4.5万円
	標準タイプ 1世帯あたり 3万円

ここに記載されている内容は、共済商品の概要を説明したものです。ご契約の際は「ご契約のてびき(契約概要・注意喚起情報)」を必ずご覧ください。

3. くるまの補償

カーライフを応援する頼れる補償

マイカー共済

自動車総合補償共済

無事故割引等級最大22等級・割引率最高64%と安全運転を心がけているドライバーの方には大変有利な制度となっています。

また、それぞれのニーズに合った補償内容を用意しています。



特長

- 新車割引や、運転者年齢条件35歳以上補償があります。
- 無事故割引等級は最大22等級・割引率は最高64%と安全運転を続ける優良ドライバーに有利です。
- 人身傷害補償はご自身の損害を過失割合にかかわらず契約補償額の範囲内で全労済基準による実損害額で補償します。
- 車両損害補償も内容充実。一般補償に付随諸費用補償を付帯すると、代車費用や身の回り品等の損害を補償します。
- 事故時には、24時間・365日の事故受付体制。専任スタッフが適切なサポートをいたします。事故受付後は、全国ネットのマイカー共済損調サービスセンターが示談交渉を行いますので安心です。
- 人身傷害補償または車両損害補償付帯の四輪自動車のご契約では、マイカー共済ロードサービスが受けられます。

補償プラン

基本の補償			車両損害補償	
《ご自身の補償》	《相手方への賠償》		《お車の補償》	
人身傷害補償(被共済者1名につき)	対人賠償(被害者1名につき)	対物賠償(1事故につき)	補償タイプ	+αの特約
無制限 2億円 1億円 5,000万円	無制限	無制限	一般補償 エコノミーワイド+ エコノミー	●車両損害の無過失事故に関する特約 ●付随諸費用補償 ●新車買替特約

さらなる安心のための4つの特約



1. 交通事故危険補償特約

自転車や電車に乗っているときなど、自動車(二輪自動車、原付自転車を含む)事故以外の「交通事故」により損害を受けた場合に実損害額を補償します。

※実損害額とは全労済が定める基準にもとづき算出した額となります。
 ※人身傷害補償を付帯されている場合に人身傷害補償の補償額と同額で付帯することができます。



3. 弁護士費用等補償特約

自動車(二輪自動車、原付自転車を含む)および自転車の事故のほか、それ以外の「交通事故」によって被害を被ったとき、あらかじめ全労済の同意を得て法律上の損害賠償を請求(相手に対して)する場合、弁護士に相手側との交渉を依頼したときに必要となる「弁護士報酬、訴訟費用、仲裁・和解・調停費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続きをするために要した費用」を被共済者1名につき300万円を限度に支払います。また、法律相談費用を10万円を限度に別枠で補償します(一部対象とならない費用もあります)。



2. 自転車賠償責任補償特約

自転車の事故により、他人を死傷させたり、他人の財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負ったときに1事故につき最高1億円まで補償します(対人・対物合計)。

- 示談交渉サービス付き
- ご家族が自転車を複数台所有していても補償します。

※原付自転車は対象になりません。



4. マイバイク特約

マイバイク特約を基本補償(四輪自動車)に付帯することで、全労済の定める総排気量125cc以下の原付自転車を対象とし、ご家族の原付事故を補償します。

- 借りた原付自転車でも事故を起こしても補償します*。
 - ご家族が原付自転車を複数台所有していても補償します。
- *被共済者からのお申し出があり全労済が認めた場合には、ご希望によりマイバイク特約から優先してお支払いします。

他車運転危険補償

■他車運転資格者が「他人の自動車」を借りて運転中に事故を起こしたとき、被共済者からのお申し出があり全労済が認めた場合にはご希望によりマイカー共済から優先してお支払いします。借りた車の自動車共済(保険)にかかわらずお支払いしますので貸主に迷惑をかけません(一定の制限あり)。

※他車運転資格者とは ①.主たる被共済者 ②.①の配偶者 ③.①②の同居の親族 ④.①②の別居の未婚の子

車両損害補償

補償の範囲 補償タイプ	お車の補償						+αの特約				
	 他車との衝突 ※1	 火災・爆発・自然災害 ※2	 盗難 ※3	 落書き、いたずらなどによる破損	 飛来中・落下中の他物との衝突	 車以外の他物との衝突	 車両損害の無過失事故に関する特約	 地震・噴火・津波に関する車両全損時一時金補償特約	付随諸費用補償	新車買替特約	補償額限定一般補償
一般補償 車両損害補償	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	○	○	○	—
エコノミーワイド 危険限定車両損害補償特約	◎	◎	◎	◎	◎	×	○	○	○ ※4	○	○
エコノミー 自動車相互衝突損害補償特約	◎	×	×	×	×	×	○	—	○	○	—

◎…補償します ×…補償しません ○…セットできます —…セットできません

+αの特約	
車両損害の無過失事故に関する特約	■「もらい事故」等で過失のない、自動車同士の事故(相手自動車が特定できない「あて逃げ」は含まれません)であることが確定した場合、事故件数に数えない「ノーカウント事故」として取り扱います。
地震・噴火・津波に関する車両全損時一時金補償特約	■地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって、ご契約車両(被共済自動車)がこの特約の定める「全損」の条件に該当する場合、一時金をお支払いする補償です。 ■車両共済金額にかかわらず、一律50万円をお支払いします(車両共済金額が50万円を下回る場合はその金額をお支払いします)。
付随諸費用補償	■代車費用や修理工場からの運送費、帰宅等費用、身の回り品の損害に関し所定の基準で補償します。 ■補償範囲は、ご契約される補償タイプと同様になります(補償額限定一般補償付帯時を除く)。
新車買替特約	■一定条件を満たす新車にセットした場合で事故に遭ったとき、契約時に設定した新車価格相当額を限度に損害を補償します(盗難は対象外です)。
補償額限定一般補償 ※エコノミーワイドにのみ付帯できます。	■車両共済金額が50万円以上のエコノミーワイドにセットすればエコノミーワイドの補償範囲以外について30万円を限度として一般補償の範囲の補償が受けられます(損害額が30万円以下のとき自己負担額1万円)。

※1 エコノミーワイド・エコノミーでは相手自動車が判明しない事故(あて逃げ事故)は対象外となります。

※2 自然災害は、地震・噴火・これらによる津波を除きます。

※3 付随諸費用補償を付帯しない場合、車内にある身の回り品のみの被害など、いわゆる車上荒らしは対象となりません。

※4 エコノミーワイドに補償額限定一般補償を付帯した場合、付随諸費用補償の補償範囲は一般補償または、エコノミーワイドをご選択いただけます。

●車両損害補償は、四輪自動車でのみ選択いただけます。二輪自動車・原付自転車のご契約では選択いただけません。四輪自動車であっても用途・車種や型式等により選択いただけない場合があります。

ここに記載されている内容は、共済商品の概要を説明したものです(2016年10月現在)。ご契約の際は「ご契約のてびき(契約概要・注意喚起情報)」を必ずご覧ください。

※マイカー共済の他に、交通事故によって生じた死亡・障がい入院等について保障する「交通災害共済」もあります。

マイカー共済とあわせての加入をおすすめします

自賠責共済

自動車損害賠償責任共済

自賠責共済(保険)は、法律(自動車損害賠償保障法)により、すべての自動車に加入が義務づけられています。



〈お支払いの限度額〉(被害者一人あたりの限度額です)

傷害による損害	後遺障がいによる損害	死亡による損害
最高 120万円	最高 3,000万円 ※	最高 3,000万円

※神経系統の機能・精神・胸腹部臓器の機能に著しい障がいを残して介護が必要な場合、常時介護の時は最高4,000万円までとなります。

ここに記載されている内容は、共済商品の概要を説明したものです。ご契約の際は「ご契約のてびき(契約概要・注意喚起情報)」を必ずご覧ください。

2 組合員向けサービス

1. 健康・介護等電話相談(ほっと安心コール)

「ねんきん共済」、「新総合医療共済」、「新せいめい共済」、「いきいき応援」(「総合医療共済」「せいめい共済」「終身共済」含む)に加入いただいている方を対象に、日常生活の中の健康上の疑問や不安などについて、気軽に相談いただける電話相談サービスを実施しています。

■電話相談サービス

- | | | |
|-------|--|-----------------------|
| ①健康相談 | 体の異常や健康増進などに関するお問い合わせに、医師・看護師がお答えします。 | 24時間
・
365日 |
| ②育児相談 | 子どもの発育や育児に関するお問い合わせに、医師・看護師がお答えします。 | |
| ③介護相談 | ご家族の介護や介護保険手続きなどに関するお問い合わせに、ケアマネージャーがお答えします。 | |
| ④年金相談 | 年金に関する一般的なお問い合わせに、社会保険労務士がお答えします。 | 週3回
・
当日
予約制 |
| ⑤税務相談 | 確定申告の手続きやその他一般的な税務に関するお問い合わせに、税理士がお答えします。 | 週1回
・
当日
予約制 |
| ⑥法律相談 | 一般的な法律相談について、弁護士がお答えします。 | |

■電話による情報提供サービス

- | | | |
|------------|--|--------------------------|
| ①全国の医療機関情報 | 専門病院、リハビリ病院、人間ドックなど、各医療機関に関する情報を提供します(直接紹介や医療診断はできません)。 | 24時間
・
365日 |
| ②福祉施設情報 | 特別養護老人ホームなどの全国の福祉施設の情報を提供します(直接紹介はできません)。 | |
| ③在宅介護情報 | 各種の介護サービス提供事業者に関する情報を提供します。
・全労済グループの介護事業所
・全労済と連携している各都道府県の指定事業者および福祉系事業団体
※なお、地域により各市区町村の介護保険相談窓口をご案内します。 | 平日
9:00
・
17:00 |

※「ほっとあんしんコール」の受付電話番号は、ご加入後、契約証書の送付時にご案内します。

2. 全労済ホームページ

全労済ホームページでは、共済商品のご案内や掛金見積もり・申込手続き、全労済からのお知らせなどの最新情報の掲載、資料請求の受付、一部の共済の申込書のダウンロードなどを行っています。また組合員専用サービスとして、24時間いつでもインターネットで保障内容の確認や住所変更などの各種手続きができる「マイページサービス」があります。

(URL) <http://www.zenrosai.coop>

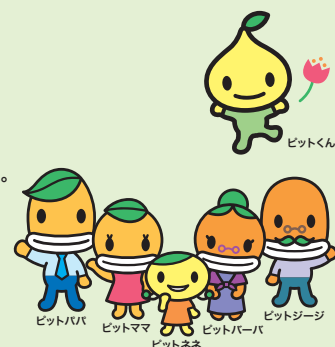


■全労済公式キャラクター「ピットくんファミリー」 ●ピットくんの部屋

「ピットくんファミリー」って?

心優しい妖精のピットくんとその家族。3世代6人家族です。多くの人に「あんしんの種」(=安心)を届けることが使命で、全労済について多くの人に知ってもらいたいと強く願っています。

- 名前の由来
共済が組合員の皆さまの生活に「**ピッ**タリ、**フィッ**ト」しますように、名付けられました。
- あんしんの種
「あんしんの種」は全労済の保障と同じ「安心」を表しています。
- 住まい
彼らは「あんしんの森」に棲んでいます。
めったに人前には姿を現すことはないのですが、
みんなが安心して暮らしていけるよう、いつもどこからか見守っています。



お近くのご相談窓口のご案内



3 生活保障設計運動の展開

全労済は、経済環境や社会環境の変化を背景に、組合員のこれからの生活を考えるにあたって、単に国や企業・会社によらず、組合員一人一人がどのように生きていくか、何が必要かを考え、組合員自らがその設計を行っていかねばならないと考えます。

全労済では、これまでの「保障設計運動」から活動領域を拡大し、「生活保障設計運動」の提案をすすめています。

生活保障設計運動
生活設計(保障計画・資金計画)の提案

保障設計運動
保障の最適化と家計支出の軽減

(1) 生活保障設計運動とは

組合員一人一人が、生活設計(保障計画+資金計画)に関する知識を高め、自らのライフプランニングにより家計全般を見直し、みんなで「豊かなくらし」を実現する取り組みを、全労済では「生活保障設計運動」と呼んでいます。

(2) 生活保障プランナーの養成

職域協力団体(労働組合や共済会)においては、「保障設計運動」が福祉活動の柱として積極展開されています。

全労済では、日頃から組合員の個別相談に対応されている方々(労組執行部・福利厚生担当者)を対象に、ライフプランの考え方や関連知識に関する講座を開催し、相談事例などを通じて日頃の活動にその知識を活かしていただくために、全国で「生活保障プランナー」を養成しています。

2004年8月に全国展開がスタートし、プランナー修了者は全国で19,319名となっています(2016年5月末現在)。



「生活保障プランナー」は、2004年度からスタートした全労済認定のライセンスです。具体的には、公的なFP(ファイナンシャル・プランナー)資格を持った全労済職員が、FP単元に準拠した「オリジナルテキスト」を使って、ライフプランや生活保障設計運動を中心に講義を行っています。

講座は、標準講座(8時間)と基本講座(2時間)を用意しています。

4 保障の考え方

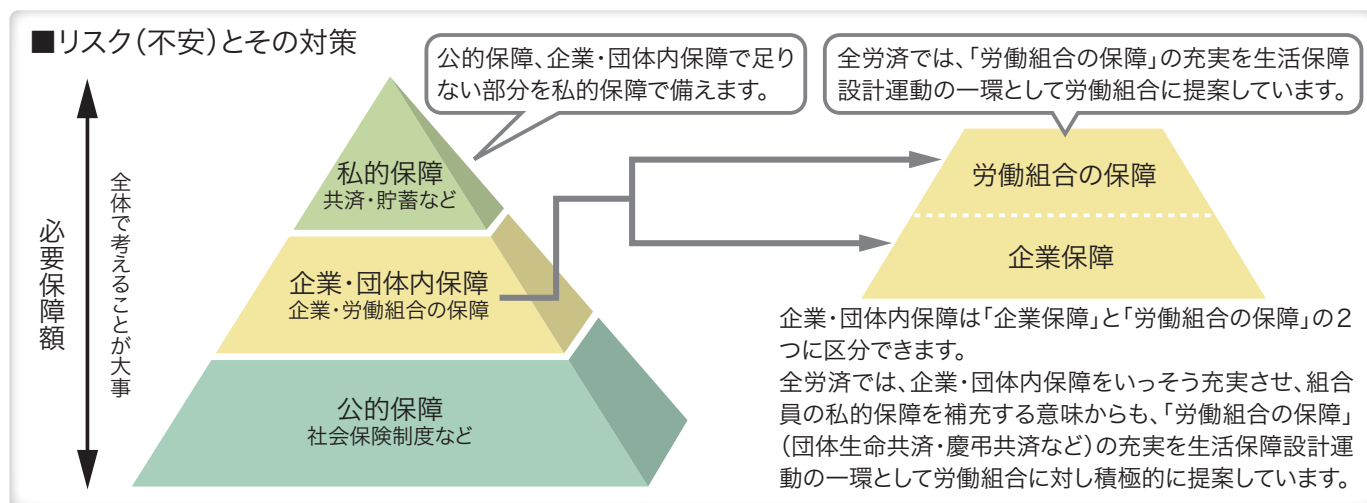
■全労済では、自分を取り巻くリスクとそのリスクに対する備え(=保障)全体を認識することにより、保障の充実と家計支出の軽減をはかることをすすめています。

[公的保障、企業・団体内保障をベースに私的保障を考えましょう]

私たちの生活を取り巻くすべてのリスクに対する保障を「私的保障(共済や貯蓄など)」だけで補おうとするのではなく、「公的保障」、「企業・団体内保障」を含めてトータルに必要な保障を考え、リスクに備えることが大切です。考えるポイントは、公的保障制度や企業・団体内保障制度のしくみや

保障内容を知り、それでも足りない部分を「私的保障」で備えることです。

全労済が提案する「生活保障設計運動」は、こうした考え方にもとづき、ムリなく準備できる本当に必要な保障について、組合員の皆さまとともに考えることをめざしています。



5 共済の推進

1. 共済の推進活動

生活協同組合である全労済を構成するのは、全労済の会員共済生協の組合員です。この組合員が職場や地域において、それぞれに自主的な運営組織に参加しながら、全労済の活動を支えています。

①職場での推進

組合員の組織として、労働組合や事業所単位に「協力団体」(購買生協という共同購入組織である「班」に相当)という形で登録し、全労済・共済の紹介や各種活動を推進しています。

②地域での推進

全労済に共感していただいた方を「地域推進員」として登録し、地域住民に対して全労済・共済の紹介や各種活動を推進しています。

③窓口での推進

保障に関する相談や手続きが行える窓口(共済ショップなど)を全国約200ヵ所に開設しています。

④共済代理店での推進

全国13の労働金庫では、共済代理店として「ろうきんローン専用 住みいる共済」などの募集業務を行っています。

また、全国の自動車分解整備事業者共済代理店(2016年5月末現在 1,031工場)では、自賠責共済の募集業務を行っています。これらの共済代理店においては、お客さまの希望に応じて全労済の会員共済生協の組合加入の取り次ぎを行っています。

生協共済代理店では、コープ共済連が統括代理店となり、地域生協においてCO・OP火災共済、CO・OP生命共済《新あいあい》の呼称で、全労済の元受制度の募集業務を行っています。

⑤広告宣伝活動

新聞などへの広告掲載やチラシ(ZENROSAI NEWS)の配付を行っています。

勧誘方針

1 消費生活協同組合法、金融商品の販売等に関する法律、消費者契約法およびその他各種法令等を遵守し、適正な共済の推進に努めていきます。

2 組合員の皆さまに共済内容を正しくご理解いただくために、説明内容や説明方法を工夫し、組合員の皆さまの意向と実情にそった適切な共済が選択できるよう努めていきます。

3 共済の推進にあたっては、深夜や早朝など組合員の皆さまの迷惑となる不適当な時間帯には行いません。

4 組合員の皆さまと直接対面しない共済推進(郵送加入等)を行う場合は、説明内容等を工夫し、組合員の皆さまにご理解いただけるよう努めていきます。

5 共済事由が発生した場合におきましては、迅速かつ的確な共済金の支払いに努めていきます。

6 プライバシー保護の重要性を認識し、組合員の皆さまの情報については、適正かつ厳正な管理に努めていきます。

7 組合員の皆さまのご意見等の収集に努め、今後の共済開発や推進に反映していくよう努めていきます。

2. 新しく組合員になられる方へ(出資金について)

全労済は消費生活協同組合法にもとづき、非営利で共済事業を営む生活協同組合の連合会です。生活協同組合は、組合員の参加により運営されています。全労済の会員共済生協に出資金をお支払いいただければ、組合員となることができ、各種共済に加入できます。新しく組合員となられる方には、生活協同組合運営のために出資(1,000円以上)をお願いしています(出資金は1口100円で、最低1口以上の出資が必要です)。

なお、すべてのご契約を解約された場合、または契約が失効となった場合などで、引き続き事業をご利用されない場合には、速やかに最寄りの全労済へご連絡の上、組合員出資金返戻請求の手続きを行っていただきます。

また、3年以上事業を利用されず、住所変更の手続きをいただいていない場合には、脱退の予告があったものとみなし、脱退の手続きをさせていただく場合があります。

3. 申込手続きと注意喚起情報など

①申込手続き

全労済の会員共済生協の組合員となっていたいただいうえで、加入申込書に必要事項を記入し、共済掛金をお支払いいただきます。契約が成立した場合は「共済契約証書」を発行します。

②契約概要と注意喚起情報について

ご契約に際して特に確認いただきたい事項を「リーフレット(ご契約のてびき)」に、契約概要および注意喚起情報として記載しています。また、加入後に「ご契約のしおり」を送付し内容の確認をお願いしております。

6 共済金支払いまでの流れ

共済金の請求は、共済契約者（または共済金受取人）からの共済事故発生の連絡（受付）に始まり、以降、ご加入いただいている共済契約の保障内容に応じたお支払いをすすめます。なお、各種共済金は事業規約に定められた共済金受取人に対してお支払いします。



人の保障

共済金センター

☎0120-580-699

受付時間 平日9:00～19:00

こくみん共済・新総合医療共済・せいめい共済など

病気・けがによるご請求

病気やけがによる、共済金請求の手続きについてご案内します。

●例えばこんなとき、ご連絡ください

病気やけがでの
入院

病気やけがでの
手術

死亡

職場の労働組合や社員会等の団体を通してご加入いただいた方へ
手続きについては、所属団体の窓口にお問い合わせください。

step 1 準備

共済契約証書を事前に用意いただくと、手続きがスムーズになります。

step 2 全労済へのご連絡

電話

窓口

ホームページ

病気やけがの状況などをご連絡ください。
ご連絡いただきました内容を元に、共済事故の受付処理を行います。
処理が完了次第、共済金のご請求に必要な書類などをお送りします。

step 3 書類の記入と提出

全労済よりお送りした書類に必要事項をご記入・押印のうえご返送ください。

※ご請求に必要な書類は、傷病の原因や状況により異なります。

step 4 〈手続きの完了〉共済金のお支払い

提出いただいた書類にもとづき、全労済で内容を確認したうえで、共済金をお支払いします。



住まいの保障

住宅損害受付センター

☎0120-131-459

受付時間 24時間365日

住まいる共済（新火災共済・新自然災害共済）

火災・自然災害などの住宅被害によるご請求

火災や自然災害などにより、住宅被害を受けた場合の共済金請求の手続きについてご案内します。

●例えばこんなとき、ご連絡ください

火災

落雷

暴風雨

降ひょう

地震

盗難

職場の労働組合や社員会等の団体を通してご加入いただいた方へ
手続きについては、所属団体の窓口にお問い合わせください。

step 1 準備

共済契約証書を事前に用意いただくと、手続きがスムーズになります。

step 2 全労済へのご連絡

電話

ホームページ

窓口

被害状況などをご連絡ください。

step 3 被害状況の確認（全労済）

原則として、全労済担当者が直接被害状況などを調査します。その際に立会いをお願いすることがあります。

step 4 書類の記入と提出

全労済よりお渡した書類に必要事項をご記入・押印のうえ、ご返送ください。
消防署が発行する罹災証明書などの添付書類が必要となることがあります。

step 5 〈手続きの完了〉共済金のお支払い

提出いただいた書類にもとづき、全労済で内容を確認したうえで、共済金をお支払いします。



くるまの補償

マイカー共済事故受付センター
☎0120-0889-24
受付時間 24時間365日

マイカー共済など

自動車事故によるご請求

自動車事故を起こされたときや受けてしまったときの共済金請求の手続きについてご案内します。

step 1 準備

共済契約証書を事前に用意いただくと、手続きがスムーズになります。
※必ず事前にお近くの警察に事故の届出をしてください。

step 2 全労済へのご連絡

電話 ホームページ 窓口

※直ちにご連絡いただけない場合でも、事故発生後24時間以内にご連絡ください。

step 3 事故対応

ご自身の損害や相手方への対応について具体的に打ち合わせします。
共済金を請求いただく書類の提出が必要となることがあります。

step 4 〈手続きの完了〉共済金のお支払い

提出いただいた書類と合意された内容にもとづき、全労済で内容を確認したうえで、共済金をお支払いします。

1. マイカー共済のサービス

「マイカー共済」にご加入いただいている方の事故対応サービスでは、迅速かつ適切な損害調査サービスの提供を心がけています。全国のどこで事故が発生しても、速やかな事故処理ができるように全国77カ所の損調サービスセンターに約820名のスタッフを擁し、事故処理とご相談に応じています。また、「マイカー共済事故受付センター」を設置し、総員約150名体制で、24時間*365日の事故受付・相談サービスを実施しています。

※自動車事故等の相談サービスは9:00~21:00のみの対応。

マイカー共済 ロードサービス

四輪自動車契約で人身傷害補償または車両損害補償を付帯されている場合にご利用いただけます(ご利用は、全労済が出動を認めた場合に限りです)。

- ・自力走行不能場合のレッカー搬送
- ・30分以内の路上クイックサービス
- ・燃料切れ時ガソリンなどお届けサービス(1契約期間1回のみ、10ℓまで無料)

☎0120-889-376
(携帯電話、PHSからもご利用いただけます)

24時間 コールサービス

ガソリンスタンド、宿泊施設、タクシー会社、レンタカー会社、鉄道会社、航空会社の電話番号案内サービスです。

☎0120-889-376
(携帯電話、PHSからもご利用いただけます)

交通事故証明書 取得サービス

共済金の請求に伴う「交通事故証明書」の取得は、全労済が代行します。

2. マイカー共済の事故時の対応

事故発生時

事故受付

事故受付

「マイカー共済事故受付センター」が、24時間365日受け付けています。

☎0120-0889-24
(携帯電話、PHSからもご利用いただけます)

現場急行

現場急行サービス(24時間365日)

事故現場からご連絡をいただき、お客さまの要請があれば全労済が委託したスタッフが現場へ駆けつけ、事故状況やお困りの点をお聞きし、サポートします。

対応・示談

事故初期対応

土・日・祝日(9:00~21:00*)もサポート

人身事故や緊急を要する場合、代車手配や病院への連絡、相手方への対応など、事故の初期対応を電話等でサポートします。

*19:00までにご連絡いただいた場合の対応時間です。

示談交渉

示談交渉サービス

事故受付後は、全国のマイカー共済損調サービスセンターが示談交渉サービスを行います(対人・対物賠償事故に限りです)。

事故後のフォロー

事故の相談

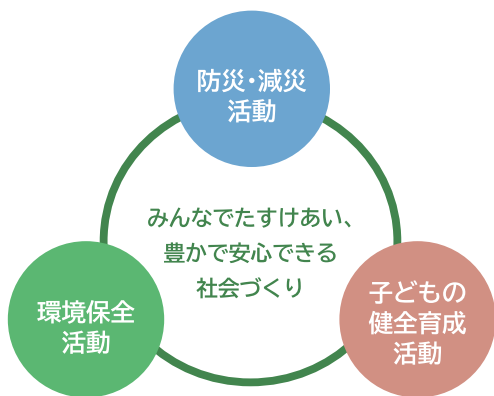
自動車事故等の相談サービス

「マイカー共済事故相談ダイヤル」が、交通事故に関する質問や相談にお応えします。

☎0120-8740-16
(携帯電話、PHSからもご利用いただけます)
9:00~21:00 365日受付

7

■全労済の社会貢献活動



(1)防災・減災のための取り組み～ぼうさいカフェ～

2008年2月以降、全労済が実施している「ほうさいカフェ」は、内閣府が国民の防災意識向上を目的に、出前講座として推進しているものです。

楽しく分かりやすくをモットーに非常食の試食や専門家などによる講演会、防災科学実験ショー、防災ゲームなど、さまざまなイベントを組み合わせ、子どもから大人まで、家族連れでご参加いただけるようなプログラムで、全国各地で開催しています。

(2) エコ住宅専用 全労済の住まいる共済

エコ住宅専用 全労済の住まいる共済は、社会に役立つ生協の共済商品として、毎年の決算状況に応じて全労済から環境活動団体へ寄付する共済です。通常の新火災共済と同じ保障内容で掛金は割引になり、社会にも組合員にも優しい共済商品です。2015年度は、環境活動を展開する以下の3団体に、1,500万円を寄付しました。

- ①「公益社団法人 国土緑化推進機構」
「緑の募金」使途限定募金～東日本大震災復興事業
②「公益財団法人 日本環境協会」
③「公益財団法人 日本自然保護協会」

(3)環境活動への取り組み

美しい地球環境を守り協同組合らしさを発揮して環境活動をするため「全労済環境方針」を作成し、さまざまな環境活動に継続して取り組んでいます。具体的には全労済本部事務局全体として電気使用量の削減やグリーン購入の推進などに取り組んでいます。

(4) 2016年全労済地域貢献助成事業

全労済では、1992年より環境問題などに取り組む団体を対象に助成事業を継続して行っています。

2016年は、「人と人がささえあい、安心して暮らせる未来へ」をテーマに、「自然災害に備え、いのちを守るため

の活動」「地域の自然環境・生態系を守る活動」および「温暖化防止活動や循環型社会づくり活動」に関わるNPOや市民活動団体などより募集しました。

2016年3月23日～4月6日を応募期間とし、296団体よりご応募いただきました。その中から厳正なる審査の結果、73団体を選定し、総額19,920,014円を助成しました。

活動の輪が広がることにより、人と人との絆が強まりコミュニティの形成、発展、再生につながることを期待します。

対象活動

- ①自然災害に備え、いのちを守るための活動
- ②地域の自然環境・生態系を守る活動
- ③温暖化防止活動や循環型社会づくり活動
- ④子どもや親子の孤立を防ぎ、地域とのつながりを生み出す活動
- ⑤困難を抱える子ども・親がたすけあい、生きる力を育む活動

■応募状況および選考結果

応募総数	助成団体数	助成金額
296	73	19,920,014円

(5) 社会福祉団体への寄付

全労済では1981年より障がい者支援などを行っている社会福祉法人などの団体へ、継続して支援を行ってきました。2015年度も外部有識者などによる審査委員会にて16団体を選定し、助成金を交付しました。

(6) その他

①全労済文化フェスティバル

全労済文化フェスティバルは、「次代を担う子どもたちとそこにご家族に、良質な文化芸術に触れ豊かな心を育てていただきたい」という願いを込めて、“ご家族皆さままで楽しんでいただける”をキャッチフレーズに毎年開催しており、多くの皆さまに多彩な舞台作品を楽しんでいただきました。

②東京工業大学工学院における全労済寄付講義の開講

2007年4月より寄付講義「生涯設計のためのリスク管理と労働福祉」を開講しています。多岐にわたる専門領域について、業界・学界の有識者や行政経験者を招聘したカリキュラムを提供しており、9年間で1,000名を超える大学院生が履修・受講するなど、好評を博しています。

③将来を担う共済および協同組合などの研究者の育成

共済および協同組合などの研究における将来を担う人材の育成を目的として、2009年から、大学院の博士課程（博士後期課程）を対象とした給付奨学生（奨学金年額60万円）を募集しています。

④インターンシップ

学生の就業体験支援の一環として、毎年インターンシップ実習生の受入を夏休み期間に行っています。実習内容は多岐にわたり、協力団体への訪問など貴重な経験を積むことができます。

8 各種お問い合わせ・連絡窓口

■資料のご請求、ご契約内容の確認や変更などの各種手続きに関するお問い合わせ・ご相談

お電話の場合

全労済お客様サービスセンター ☎ 0120-00-6031

受付時間 平日9:00～19:00 土曜9:00～17:00(日曜・祝日・年末年始を除く)
※自動音声でご案内後、担当者におつなぎします。

ご来店の場合

**都道府県本部・支所・
共済ショップ・ぐりんぼう などの窓口**

受付時間 店舗により異なります。各店舗までお問い合わせください。

〈全労済ホームページからもご確認いただけます〉

パソコンから ▶ トップページ ▶ お近くの相談窓口
携帯から ▶ トップページ ▶ 最寄りの全労済
スマートフォンから ▶ トップページ ▶ 窓口一覧

全労済ホームページ
の場合

右記の手続きができます。

■各種共済商品の資料請求

■住所変更届・振替口座変更届のご請求

※全労済の住まい共済にご契約されている方や海外へのご転居など、受付できない場合があります。詳しくは、ホームページにてご確認ください。

■病気やけが、住宅災害、自動車事故にあわれたとき

病気やけがに関する
共済金請求受付ダイヤル

全労済共済金センター

☎ 0120-580-699

受付時間 平日9:00～19:00(土曜・日曜・祝日・年末年始を除く)
※自動音声でご案内後、担当者におつなぎします。

住宅損害に関する
事故受付専用ダイヤル

住宅損害受付センター

☎ 0120-131-459

受付時間 24時間・365日

マイカー共済の
事故受付専用ダイヤル

マイカー共済事故受付センター

☎ 0120-0889-24

受付時間 24時間・365日

■苦情に関する受付窓口

全労済 お客様相談室

全労済 お客様相談室

☎ 0120-603-180

- 全労済では、組合員の皆さまが安心して各種共済をご利用いただき、よりご満足いただけるサービスを提供するため、苦情の受付窓口を開設しております。
- 苦情は、受付専用窓口の「全労済 お客様相談室」へご相談ください。

受付時間 平日9:00～17:00(土曜・日曜・祝日・年末年始を除く)

- 全労済ホームページでもお受けしております。

ホームページ(URL)
<http://www.zenrosai.coop>

受付時間 24時間・365日

〈苦情専用ページでもお受けしています〉

パソコンから ▶ トップページ ▶ お問い合わせ ▶ お客さまの声受付
携帯から ▶ トップページ ▶ お問い合わせ ▶ 苦情の受付
スマートフォンから ▶ トップページ ▶ お問い合わせ ▶ 苦情の受付

裁定・仲裁の申し立て
手続き

一般社団法人 日本共済協会 共済相談所 ☎ 03-5368-5757

苦情などのお申し出につきまして、全労済で解決に至らなかった場合、第三者機関として「日本共済協会 共済相談所」をご利用いただくことができます。
共済相談所では、裁定または仲裁により解決支援業務を行っています。
なお、共済相談所は「裁判外紛争解決手続きの利用の促進に関する法律」(ADR促進法)にもとづく法務大臣の認証を取得しています。

受付時間 平日9:00～17:00(土曜・日曜・祝日・年末年始を除く)

※ただし、自動車事故の賠償にかかわるものはお取り扱いしておりません。

全国労済所在地一覧(2016年10月1日現在)

全労済本部

全労済本部

渋谷区代々木 2-12-10
03-3299-0161

損害調査サービス本部

渋谷区代々木 2-12-10
03-3299-0161

東京自動車損害サポートセンター

新宿区西新宿 7-20-8

(全労済東京会館5F)

03-3360-2720

大阪自動車損害サポートセンター

大阪市住之江区南港北 1-24-33

(ヴィーコスZERO7F)

06-4703-0307

東京住宅損害サポートセンター

渋谷区代々木 2-12-10

(全労済会館6F)

03-3299-0161

大阪住宅損害サポートセンター

大阪市住之江区南港北 1-24-33

(ヴィーコスZERO8F)

06-6612-0117

共済金センター

共済金センター(東京)

府中市日鋼町 1-1 (Jタワー)

0120-580-699

共済金センター(大阪)

堺市堺区一条通 11-23

(全労済堺会館)

0120-580-699

事業本部

北日本事業本部

仙台市青葉区本町 1-10-29

(全労済宮城会館内)

022-262-7750

東日本事業本部

渋谷区代々木 2-12-10(全労済会館8F)

03-3374-7531

中日本事業本部

大阪市住之江区南港北 1-24-33

06-6612-0117

西日本事業本部

福岡市中央区舞鶴 1-1-7

(全労済モルティ天神ビル9F)

092-741-0621

職域事業本部

千代田区六番町 2-15(自治労第2会館7F)

03-3556-8636

北日本事業本部

北海道本部

札幌市白石区菊水3条 4-1-3

011-821-6031

道央地区本部 011-821-6031

道東地区本部 0154-25-6031

道北地区本部 0166-25-0345

道南地区本部 0138-30-6031

小樽支所 0134-33-6894

苫小牧支所 0144-32-4711

室蘭支所 0143-45-4728

岩見沢支所 0126-25-3292

北見支所 0157-25-5150

帯広支所 0155-23-5006

共済ショップ札幌菊水店 011-821-6400

共済ショップ札幌駅前店 011-241-3519

共済ショップ札幌琴似店 011-612-6031

青森県本部

青森市本町 3-4-17

017-723-6031

青森支所 017-774-6031

八戸支所 0178-47-0631

弘前支所 0172-37-0631

五所川原支所 0173-33-6031

むつ支所 0175-33-8631

十和田支所 0176-22-6031

岩手県本部

盛岡市開運橋通 1-1 (アクア盛岡ビル7F)

019-622-0631

盛岡支所 019-622-0631

北上支所 0197-65-0160

一関支所 0191-26-2678

釜石支所 0193-21-1122

宮城県本部

仙台市青葉区本町 1-10-29

(全労済宮城会館)

022-265-6071

仙台支所 022-713-6033

共済ショップ仙台店 022-265-6077

共済ショップ泉中央店 022-776-6031

共済ショップ大崎店 0229-22-6031

共済ショップ大河原店 0224-53-2191

共済ショップ石巻店 0225-96-6031

秋田県本部

秋田市泉菅野 1-1-12

018-824-6031

中央支所 018-824-6031

大館支所 0186-49-2877

能代支所 0185-55-3931

大仙支所 0187-63-8428

山形県本部

山形市城南町 1-18-22

023-646-4666

中央支所 023-646-4667

酒田支所 0234-23-3160

鶴岡支所 0235-23-6100

新庄支所 0233-23-5995

米沢支所 0238-22-6065

長井支所 0238-83-6035

福島県本部

福島市荒町 1-21(協働会館内)

024-522-6031

福島支所 024-522-6025

郡山支所 024-933-6031

会津支所 0242-22-6031

いわき支所 0246-25-6031

白河支所 0248-22-6031

相双支所 0244-24-6031

東日本事業本部

茨城県本部

水戸市白梅 1-1-10

029-227-6642

日立支所 0294-22-6031

水戸支所 029-227-6035

鹿嶋支所 0299-84-6031

筑西支所 0296-28-8833

つくば支所 029-858-6031

共済ショップ日立店 0294-22-6031

共済ショップ水戸店 029-227-6035

共済ショップ鹿嶋店 0299-84-6031

共済ショップ筑西店 0296-28-8833

共済ショップつくば店 029-858-6031

共済ショップ土浦店 029-821-6031

共済ショップ牛久店 029-873-8201

共済ショップ守谷店 0297-46-0631

栃木県本部

宇都宮市南大通り 2-5-4

028-638-6031

宇都宮支所 028-634-1790

足利支所 0284-42-9505

小山支所 0285-22-6041

那須塩原支所 0287-48-6032

共済ショップ宇都宮店 028-636-6031

共済ショップ真岡店 0285-80-6031

共済ショップ足利店 0284-42-6031

共済ショップ小山店 0285-22-6031

共済ショップ那須塩原店 0287-48-6031

群馬県本部

前橋市大渡町 2-3-3

027-255-6311

前橋支所 027-252-0123

高崎支所 027-386-5631

太田支所 0276-61-3631

共済ショップ前橋店 027-252-0567

共済ショップ高崎店 027-386-5151

共済ショップ太田店 0276-46-7221

埼玉県本部

さいたま市中央区下落合 1050-1

048-822-0631

さいたまエリア推進課 048-822-0649

熊谷エリア推進課 048-525-1031

川越エリア推進課 049-244-0636

ぐりんぼうさいたま店 048-822-0673

ぐりんぼう大宮店 048-650-6031

ぐりんぼう浦和店 048-827-0631

ぐりんぼう春日部店 048-731-0631

ぐりんぼう熊谷店 048-525-1036

ぐりんぼう川越店 049-244-0631

ぐりんぼう新越谷店 048-990-6031

ぐりんぼう所沢店 04-2993-0631

ぐりんぼう川口店 048-228-6031

千葉県本部

千葉市中央区弁天 1-17-1

043-287-6031

中部支所 043-287-8247

西部支所 047-406-6317

共済ショップ千葉店 043-287-6031

共済ショップ本八幡店 047-314-6031

共済ショップ成田店 0476-20-2631

共済ショップ船橋店 047-424-6031

共済ショップ柏店 04-7168-6031

共済ショップ松戸店 047-331-0631

東京都本部

新宿区西新宿 7-20-8

03-3360-6031

西部支所 03-3360-6016

北部支所 03-3360-6100

中部支所 03-5776-6031

南部支所 03-5776-6035

東部支所 03-3846-6031

多摩支所 042-525-6031

共済ショップ錦糸町店 03-3846-6141

共済ショップ北千住店 03-3870-6310

共済ショップ青戸店 03-3838-9971

共済ショップ西葛西店 03-3878-3076

共済ショップ月島店 03-6221-7055

共済ショップ三軒茶屋店 03-5433-6310

共済ショップ蒲田店 03-5703-1124

共済ショップ武蔵小山店 03-5751-8021

共済ショップ新宿店 03-3360-6060

共済ショップ新宿南口店 03-5333-5806

共済ショップ池袋店 03-3986-7230

共済ショップ立川店 042-525-6660

共済ショップ吉祥寺店 0422-20-6035

共済ショップ田無店 042-466-6311

共済ショップ練馬店 03-5912-1091

共済ショップ赤羽店 03-5249-3515

共済ショップ町田店 042-721-2721

共済ショップ府中店 042-333-9031

共済ショップ八王子店 042-631-1371

神奈川県本部

横浜市港北区新横浜 2-4-9

045-473-5588

事業推進部(海老名) 046-235-8891

共済ショップ川崎店 044-211-6031

共済ショップ溝の口店 044-829-6033

共済ショップ横浜店 045-324-6314

共済ショップ新横浜店 045-473-3855

共済ショップ上大岡店 045-840-6331

共済ショップ戸塚店 045-862-6031

共済ショップ横須賀店 046-828-6031

共済ショップ相模大野店 042-701-6031

共済ショップ藤沢店 0466-50-6031

共済ショップ本厚木店 046-294-0630

共済ショップ平塚店 0463-24-0631

共済ショップ小田原店 0465-20-1020

長野県本部

長野市立町 978-2

026-235-6139

長野支所 026-232-6031

(共済ショップ長野店)

上田支所 0268-22-6034

(共済ショップ上田店)

佐久支所 0267-66-3963

(共済ショップ佐久店)

松本支所 0263-48-3333

(共済ショップ松本店)

諏訪支所 0266-28-6031

(共済ショップ諏訪店)

伊那支所 0265-73-3958

飯田支所 0265-52-6031
(共済ショップ飯田店)

山梨県本部

甲府市丸の内 3-29-11
055-237-6031
甲府支所 055-237-6813
富士吉田支所 0555-21-6031
共済ショップ甲府店 055-237-6031
共済ショップ富士吉田店 0555-21-6031

静岡県本部

静岡市葵区鷹匠 2-13-4
054-254-1180
東部支所 055-923-1755
中部支所 054-254-3312
西部支所 053-453-5888
西部支所掛川分室 0537-62-2400
共済ショップ沼津店 055-923-6655
共済ショップ富士店 0545-64-6031
共済ショップ静岡店 054-254-6031
共済ショップ藤枝店 054-643-6031
共済ショップ浜松店 053-454-6031
共済ショップ磐田店 0538-86-6031

中日本事業本部

富山県本部

富山市奥田新町 7-41
076-431-5000
富山支所 076-431-5000
高岡支所 0766-21-7000
魚津ショップ 0765-22-6031

石川県本部

金沢市西念 1-12-22
076-223-4007
七尾支所 0767-53-6031

福井県本部

福井市日之出 1-10-1
0776-26-6123
嶺北支所 0776-26-6187
嶺南支所 0770-25-6031

愛知県本部

名古屋市熱田区金山町 1-12-7
052-681-7741
名古屋支所推進一課 052-683-6050
名古屋支所推進二課 052-683-6030
豊田支所 0565-29-1274
豊橋支所 0532-64-7110
刈谷支所 0566-21-5511
一宮支所 0586-71-2611
東海支所 052-715-3233
春日井支所 0568-85-3922
共済ショップ栄地下店 052-972-6031

岐阜県本部

岐阜市茜部本郷 2-7
058-274-6031
職域推進課 058-215-6233
東濃支所 0572-21-3330
高山支所 0577-32-0895

三重県本部

津市栄町 4-259-1
059-227-6167
津支所 059-227-6170
四日市支所 059-354-0033
伊勢支所 0596-25-7965
伊賀支所 0595-64-7456

滋賀県本部

大津市におの浜 4-5-1
077-524-6031

大津支所 077-524-6031
彦根支所 0749-24-6605

奈良県本部

奈良市西木辻町 200-47
0742-23-6031

京都府本部

京都市中京区壬生仙念町 30-2
(ラポール京都7F)
075-812-7800
北部支所 0773-75-6109
中央支所 075-812-7800
南部支所 075-603-6031

大阪府本部

大阪市住之江区南港北 1-24-33
06-4703-0171
共済ショップ梅田 06-6311-5557
共済ショップなんば 06-6214-6688
共済ショップ谷町 06-6943-6336
共済ショップ江坂 06-6369-1717
共済ショップ堺東 072-233-6312

和歌山県本部

和歌山市美園町 5-10-3
073-425-6031
紀南支所田辺営業所 0739-26-3770
紀南支所新宮営業所 0735-21-4530

兵庫県本部

神戸市中央区中町通 4-1-1
078-371-6502
三宮センタープラザ店 078-332-6031
ぐりんぼう神戸 078-371-6522
ぐりんぼう尼崎 06-4868-8565
ぐりんぼう姫路 079-226-6031

西日本事業本部

島根県本部

松江市伊勢宮町 543-3
0852-27-0631
東部支所 0852-27-0631
中部支所 0853-21-0631
西部支所 0855-23-6031

鳥取県本部

鳥取市扇町 14
0857-22-8234
東部支所 0857-22-8234
西部支所 0859-22-4133
中部共済ショップ 0858-23-2855

岡山県本部

岡山市北区駅元町 6-26
086-254-0991
ぐりんぼう岡山 086-253-6031
ぐりんぼう倉敷 086-466-6031
ぐりんぼう津山 0868-32-6031

広島県本部

広島市東区曙 4-1-28
082-262-6031
福山支所 084-943-5800

山口県本部

山口市大内矢田南 7-1-1
083-927-5000
事業推進課 083-927-5003
東部支所 0834-31-7171
西部支所 0836-35-4039
共済ショップ山口 083-927-5148

徳島県本部

徳島市昭和町 3-35-1(労働福祉会館1F)
088-625-2340

香川県本部

高松市浜ノ町 72-5
087-822-1156

愛媛県本部

松山市辻町 1-1
089-923-6031
新居浜支所 0897-37-6031
宇和島事務所 0895-23-6211

高知県本部

高知市本町 4-1-32
088-823-6031
中村支所 0880-35-3865

福岡県本部

福岡市中央区舞鶴 1-1-7
(全労済マルチ天神ビル3F)
092-739-6100
福岡支所 092-732-4047
北九州支所 093-591-7220
筑後支所 0942-38-8211
共済ショップ天神店 092-732-6046
共済ショップ北九州店 093-591-7220
共済ショップ久留米店 0942-38-8211

佐賀県本部

佐賀市水ヶ江 2-2-19
0952-41-1331

長崎県本部

長崎市宝栄町 3-15
095-864-6031
長崎支所 095-864-7144
佐世保支所 0956-25-8012

熊本県本部

熊本市中央区本荘 5-10-30
096-372-0631
城南支所 0965-35-4788

大分県本部

大分市中央町 4-2-5(全労済ソレイユ5F)
097-548-5552
中部支所 097-548-6031
共済ショップ大分店 097-548-6777
北部支所中津店 0979-24-6031
北部支所日田店 0973-25-6031
南部支所 0972-23-6031

宮崎県本部

宮崎市広島 1-11-17
0985-24-6262
宮崎支所 0985-24-6297
延岡支所 0982-32-4599
都城支所 0986-46-5087

鹿児島県本部

鹿児島市城南町 7-28
0120-070-477
ぐりんぼう鹿児島 0120-070-477
ぐりんぼう鹿屋 0120-070-477
ぐりんぼう奄美 0997-53-6031

沖縄県本部

那覇市松尾 1-18-22
098-951-2002
MIRAIプラザ那覇 098-951-2002
中部支所 098-926-6031

職域事業本部

森林労連共済本部

文京区大塚 3-28-7(林野会館4F)
03-3945-6392

たばこ共済本部

港区芝 5-26-30(専売ビル2F)
03-3454-2481

自治労共済本部

千代田区六番町 2-15(自治労第2会館)
03-5276-0700

北海道支所 011-747-1536
青森県支所 017-773-6017
岩手県支所 019-656-8277
宮城県支所 022-222-6844
秋田県支所 018-862-9551
山形県支所 023-664-1800
福島県支所 024-521-0336
新潟県支所 025-281-8030
群馬県支所 027-253-1177
栃木県支所 028-621-5888
茨城県支所 029-231-0484
埼玉県支所 048-838-5532
東京都支所 03-6256-9916
千葉県支所 043-221-2800
神奈川県支所 045-251-7811
山梨県支所 055-222-5200
長野県支所 026-217-7667
富山県支所 076-441-8220
石川県支所 076-261-0241
福井県支所 0776-57-0707
静岡県支所 054-202-7250
愛知県支所 052-678-3118
岐阜県支所 058-263-1614
三重県支所 059-272-4550
滋賀県支所 077-524-0123
京都府支所 075-252-5937
奈良県支所 0742-64-5511
和歌山県支所 073-431-7700
大阪府支所 06-6242-2255
兵庫県支所 078-392-0821
岡山県支所 086-251-9431
広島県支所 082-292-5496
鳥取県支所 0857-21-3300
島根県支所 0852-59-9898
山口県支所 083-922-7540
香川県支所 087-822-5608
徳島県支所 088-623-2908
愛媛県支所 089-947-5061
高知県支所 088-824-0151
福岡県支所 092-711-9541
佐賀県支所 0952-36-9555
長崎県支所 095-822-2525
大分県支所 097-536-6644
宮崎県支所 0985-28-1901
熊本県支所 096-383-0662
鹿児島県支所 099-258-6311
沖縄県支所 098-860-8446

全水道共済本部

文京区本郷 1-4-1(全水道会館6F)
03-3818-6031

会員単協

新潟県総合生協

新潟市中央区新光町 6-6
025-282-2000
新潟東支局 025-245-4150
新潟西支局 025-245-4150
中越支局 0258-33-7770
上越支局 025-543-3789
佐渡支所 0259-57-2824

介護サービス事業所一覧

■(株)全労済ウィックの在宅介護サービスセンター

●宮城県
全労済在宅介護サービスセンター宮城 〒980-0014 仙台市青葉区本町1-10-29 TEL 022-713-7401
●栃木県
全労済在宅介護サービスセンターとちぎ 〒321-0963 宇都宮市南大通り2-5-4 TEL 028-610-5577
●東京都
全労済在宅介護サービスセンターとうきょう 〒130-0022 墨田区江東橋4-11-1 錦糸町ダイヤビル5F TEL 03-3846-6800
●山梨県
全労済在宅介護サービスセンター山梨 〒400-0031 甲府市丸の内3-29-11 TEL 055-221-4165
●石川県
全労済在宅介護サービスセンターいしかわ 〒920-8544 金沢市西念1-12-22 TEL 076-223-5588
●島根県
全労済在宅介護サービスセンターほほえみ 〒699-0110 松江市東出雲町錦新町8-1-1 TEL 0852-52-6310
●佐賀県
全労済在宅介護サービスセンターいまり 〒848-0027 伊万里市立花町2404-12 TEL 0955-20-4078
●宮崎県
全労済在宅介護サービスセンターみやざき 〒880-0806 宮崎市広島1-11-17 TEL 0985-20-0556
●鹿児島県
全労済在宅介護サービスセンターかごしまハピナス 〒892-0835 鹿児島市城南町7-28 TEL 099-239-4294

■(株)ゼストの介護サービス事業所

●大阪府
介護サービスセンター鶴見 〒538-0052 大阪市鶴見区横堤5-1-18 TEL 06-6913-7572
介護サービスセンター八尾 〒581-0003 八尾市本町1-6-8 シティコート本町1F TEL 072-925-5598
●兵庫県
介護サービスセンター尼崎 〒660-0861 尼崎市御園町21 MG尼崎駅前ビル2F TEL 06-6414-5501

■(社会福祉法人)コープ共生会の介護サービス事業所

●新潟県
デイサービスセンターてらお園 〒950-2054 新潟市西区寺尾東1-18-26 TEL 025-239-4500
ケアプランてらお 〒950-2054 新潟市西区寺尾東1-18-29 TEL 025-239-4501
ショートステイてらお園 〒950-2054 新潟市西区寺尾東1-18-29 TEL 025-201-9010

■(一般社団法人)北海道労働福祉共済会の介護サービス事業所

●北海道
福祉共済会在宅介護サービスセンター 〒003-0803 札幌市白石区菊水3条4-1-3 全労済北海道会館3F TEL 011-818-8833

※サービスの内容、対象地域などについては各事業所・事務所にお問い合わせください。

全国保養施設

●勤労者保養センター 越中庄川荘	〒932-0302 富山県砺波市庄川町庄4984-1 TEL 0763-82-5111
-------------------------	---

共済用語の解説

あ行

■ 応当日

契約発効日や年金開始日などの各年の同月日(年応当日)あるいは各月の同日(月応当日)のことをいいます。

〈例〉2013年6月1日が発効日の契約の場合は、年応当日が2014年6月1日、2015年6月1日…、月応当日が2013年7月1日、8月1日…となります。

か行

■ 会員

全労済は「会員」によって構成されています。現在の会員数は、都道府県の区域ごとに設立された地域の労働者を主体とする共済事業を行う消費生活協同組合(47会員)、都道府県の区域を越えて設立された職域の労働者を主体とする共済事業を行う消費生活協同組合(8会員)、消費生活協同組合連合会(3会員)の全58会員です。

■ 解約控除

共済契約の解約の際、解約返戻金から一定額を控除することをいいます。控除する額を解約控除金といいます。解約控除を行う理由は、新契約費の未償却額、解約のための事務費などの対応のためです。

■ 解約返戻金

共済契約の失効・解除、ならびに共済契約者の都合で共済期間を途中で解約する場合などに、共済契約者に返される金銭のことです。規約に定める解約返戻金額算出方法書にしたがって計算されます。

■ 加入診査

生命保険申込者に対し、保険会社の嘱託医が行う健康診断のことをいいます。診査を行わず加入させることを無診査加入といい、全労済は原則として無診査加入です。ただし、質問表には必ず答えをもらうことを前提としており、この質問

表に正しく答えなかった場合、告知義務違反となる場合があります。

■ 基礎利益

「基礎利益」とは掛金収入や共済金・事業費支払等の共済関係の収支と、利息および配当金等収入を中心とした運用関係の収支からなる基礎的な期間収益の状況を表す指標です。基礎利益は、損益計算書に項目が設けられているものではなく、経常利益から有価証券の売却益などの「キャピタル損益」や「臨時損益」を控除して求めたものです。基礎利益には、いわゆる「逆ざや」が織り込まれており、なおかつ基礎利益が充分確保されていることは、共済本業で逆ざやを上回る利益を確保していることになります。

■ 共済掛金

共済契約にもとづいて、一方の当事者である共済者(全労済)が支払う共済金の対価として共済契約の他方の当事者である共済契約者(加入者)が、支払うものをいいます。共済掛金は構成の面からみて、支払共済金に充当される純掛金と、共済者が共済事業の経営に要する経費などに充当する付加掛金に分けられます。純掛金は、平均危険率純掛金と平均安全率純掛金に分けられる場合があります。また、このほかに、共済種目や保障内容によっては、異常危険準備金にあてられるための異常危険準備掛金や掛金免除に対応するための掛金免除契約分掛金などによっても構成されることがあります。共済掛金の算出根拠は、共済種目や保障内容によって多少の違いがあります。例えば、生命系共済の場合は、予定危険率、予定利率、予定事業費率(以上3つを総称して「基礎率」といいます)、性別、共済期間、払込方法などが根拠となります。

■ 共済期間

共済契約は、将来起こりうる危険に対して保障を約束する契約です。いつからいつまでの間に起きた事故に対して保障の責任を負うか、その責任を負う期間のことを共済期間といいます。

■ 共済金

共済事故が生じたときに共済者(全労済)から共済金受取人に支払われる金銭のことをいいます。

■ 共済金受取人

共済事故が発生した場合、共済金を請求し、共済金の支払いを受ける者のことをいいます。

■ 共済金額

共済事由が発生した場合に共済者(全労済)が支払うべき金額の最高限度として、共済契約の締結時に共済契約者と共済者との間で定めた金額のことであり、契約金額ともいいます。

■ 共済事故

共済金の支払い対象となる事故のことをいいます。マイカー共済(自動車総合補償共済)の場合、自賠責共済(保険)の限度額内、自己負担額内などの支払い対象とならない事故は、共済事故とはなりません。

■ 協同組合

協同組合は、生活をより良くしたいと願う人々が自主的に集まって事業を行い、その事業の利用を中心にしながら、みなで活動を進めていく、営利を目的としない組織です。

■ 組合員

各都道府県ごと、または職域に設立されている単位労働者共済生協(単協)は、組合員によって構成され、組合員は単協の共同の所有者であると同時に管理者となります。つまり、全労済における組合員は単なる「顧客」ではなく、全労済の「主体者」といえます。新しく組合員となられる方には、生活協同組合運営のために出資(1,000円以上)をお願いしています(出資金は1口100円で、最低1口以上の上出資が必要です)。組合員でなければ全労済の共済事業を利用することはできません。

■ 契約者

共済者(全労済)と共済契約を結び、共済契約に関する権利義務を行使する人をいいます。必ずしも契約者イコール加入者とは限りません。共済の加入者(被共済者)は家族で、本人は契約を代表する契約者だけという場合もあります。

■ 契約者割戻金

毎事業年度の決算によって共済契約に剰余金が生じた場合に、その中から全労済が生命系共済契約者に還元するお金をいいます。

■ 更改

共済契約を期間の途中で任意に解約し、新たに異なる内容で共済契約を締結することをいいます。

■ 告知義務

共済契約の締結にあたって、共済契約者または被共済者は、共済者(全労済)に対し重要な事実(生命系共済の場合は病歴、入院歴、通院状況、職業など)を告げなければなりません。これを告知義務といいます。「重要な事実および重要な事項」とは、いわゆる危険の選択の資料となるべき事実のことで、共済者が各契約についてその危険率を測定して、これを引き受けるべきか否か、引き受けるとして掛金をいくらにするかを決定する資料となるものです。また、無診査加入方式の加入方法では最重要加入情報であり、告知漏れがある場合は、本人に戻して記入を要請しています。

ま行

■ 事業年度

会計年度と同義の言葉であり、継続して行われる団体の事業と会計活動の成果を、一定の期間に区切り判定するためのものです。全労済の場合は、6月1日から翌年の5月末までの1年間です。日本再共済連の場合は、4月1日から翌年の3月末までの1年間となります。

■ 失効(契約の消滅)

共済契約の効力を失うことをいいます。生命共済契約においては、共済契約者が共済掛金を払い込まないで、払込期日後、一定の猶予期間を経過したとき契約は自然に効力を失います。損害共済契約では、共済の目的が共済事故以外の事

由で消滅、または解体されたとき、または他人に譲渡されたときに契約は消滅します。

■ 純共済掛金式(平準純保険料式責任準備金)

毎年の純掛金が一定(平準)となるように掛金を計算し、そのもとで将来の共済金支払いのために必要となる責任準備金を計算する方式を純共済掛金式(または平準純保険料式)といいます。この方式により計算した責任準備金は、他の方式による場合よりも額が大きく、共済団体の支払い能力を高める点で最も優れた積立方式といえます。長期共済を実施する共済生協の責任準備金は、厚生労働省令により、純共済掛金式による額を下回らないように指導されています。

■ 責任準備金

払い込まれた共済掛金の中から、将来発生するであろう共済金支払いや解約返戻金の一部にあてるために積立られる資金のことをいいます。その内の大部分が共済掛金積立金です。

た行

■ 特約

基本になっている契約(基本契約といいます)に付加する特別の共済契約のことをいいます。例えば、災害特約、病気入院見舞金特約などが挙げられます。

は行

■ 発効日

共済責任の「始まる日(責任開始日)」のことをいいます。

■ 被共済者

生命共済契約では、その人の死亡・障がい・入院などが共済事故とされる人のことをいいます。被共済者は通常、共済契約者自身が被共済者である場合が多いものの、配偶者や子どもなどを加入させる場合には、組合員が契約者で配偶者や子どもなどが被共済者となります。損害共済では、被共済利益の主体として共済事故発生の場合に、共済金の支払いを受けるべき者として定められた者をいいます。また、マイカー共済(自動車総合補償共済)の賠償部分では、事業規約に

定めるところの事故の賠償責任者となるべき者をいいます。

ま行

■ 満了

共済契約の共済期間(保障期間)を終えたことをいいます。

ら行

■ 利用分量(高)割戻金

生協原理にもとづく組合員に対する直接還元の中心的方法で、利用分量(全労済でいえば共済利用)に応じて利益を還元する方式のことで、この方式で戻す還元金を利用分量(高)割戻金といいます。購買生協などの割戻し方法として使われ、全労済では生命系共済以外の共済種目を割戻す場合のみ利用分量割戻金としています。生命共済では契約者割戻金で行っています。

全労済ガイド2016年版 (2015年度 決算のご報告など)

発行：全労済(全国労働者共済生活協同組合連合会)
〒151-8571 東京都渋谷区代々木2-12-10
☎03-3299-0161(代)
2016年10月発行(経営企画部 広報渉外課)

NATIONAL FEDERATION OF WORKERS AND CONSUMERS INSURANCE COOPERATIVES

保障のことなら



全国労働者共済生活協同組合連合会